

平成29年3月  
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成29年3月6日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高梨 弘人 君	3番 久我 恵子 君
4番 照川 由美子 君	5番 磯野 典正 君	6番 鈴木 克己 君
7番 戸坂 健一 君	8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君
10番 末吉 定夫 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩瀬 洋男 君	14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君
16番 寺尾 重雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 藤平 益貴 君	総 務 課 長 藤平 喜之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 渡辺 茂雄 君
介 護 健 康 課 長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 関 富夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒井 清彦 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫一 君
社 会 教 育 課 長 吉清 佳明 君	水 道 課 長 岩瀬 健一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大鐘 裕之 君	議 事 係 長 植村 仁 君
-----------------	----------------

---

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第5号 勝浦市空家等対策の促進に関する条例の制定について

議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

- 議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第9号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第11号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第12号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第13号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算  
議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算  
議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算  
議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算  
議案第20号 財産の無償貸付けについて  
議案第21号 市道路線の認定について

---

## 開 議

平成29年3月6日（月） 午前10時開議

- 議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は全員でありますので、議会はここに成立いたしました。これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 議案上程・質疑・委員会付託

- 議長（寺尾重雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第5号 勝浦市空家等対策の促進に関する条例の制定について、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） おはようございます。議案第5号から議案第9号ですので、3項目ほどお伺いします。

まず、第1点目として、議案第5号、特措法に対応した条例について、非常に早い段階でこのような条例を提案したということに対しては、課長の努力があったというふうに感じます。

その中で、一、二点確認をしていきたいと思えます。まず1点目は、空家等として確認または把握している件数は、今どのくらいあるのか、お伺いします。

2点目として、これは税務課長のほうになると思いますが、家屋に対する固定資産税がかけていまして、今回の条例は、主に空き家の家屋になりますので、毎年納税通知が出されて返戻される部分もあろうかと思えます。その辺について、空き家を確認する上ではそういう情報も必要かと思えますので、返戻される件数もしくは税金の納付に関して、督促しても全く納付のないような状況があれば、その辺の状況についてお伺いします。

あと、現状として、今回この条例が可決成立した後には、4月からこの条例が適用になりますが、現在、この条例適用になった上で、それぞれ認定するまでにはもろもろの対応があります。それも条例に載っていますが、最終的にこの条例を特定できるとなったときに、現在、それに該当するような空き家が存在しているのか。また、あるとしたら、何件くらいあるのかをお伺いします。

次に、議案第8号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例で、条例81条の3に関連して環境性能割と、今回大分出てきています。わからないのでお聞きするんですけど、この環境性能割、条例で何度も出てきますので、それについてご説明いただければと思います。

議案第9号、「及び勝浦市立中学校に準ずる施設」というふうに今回、規定を加えようとしています。北中がそれに該当するということであろうかと思えますが、現在、興津中、北中の体育館なり柔道場なり、そういうものが今後まだ、この「準ずる施設」として維持管理していかなきゃならないと思えますので、その維持管理についてはどのようにされていくのかについてお伺いします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。まず1点目ですけれども、空家等に関する件数ということでございますが、これは12月、市長の答弁でございましたけれども、建物・敷地につきましては37件ということで、今、把握しているところでございます。また、特定空家に認定されるような空き家はどうかということでございますが、今のところ、こちらのほうで考えるとところにつきましては3件プラス、あと4件が大体同等だろうというような形で、全部で7件というようなことで把握しています。

また、この条例の制定後につきましては、協議会を設置しまして、そこで特定空家を検討していただき、市長が認定するという段階で、それから進んでいくというような形になっております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○**税務課長（土屋英二君）** お答えします。私のほうからは2点ご質問に対する回答を行います。まず1点目、家屋に対する納税通知の返戻件数ということでありまして、平成28年度においては、固定資産税の納税通知が届かなくて返戻したものの、転居先等を確認して再度送ったりということをして、何とか納通が届くように努力したんですけれども、最終的には41件、このうち家屋が含まれている納税通知書の件数としては18件ございまして、最終的にこれが公示送達となっております。

続きまして、市税条例における環境性能割ということございまして、従前の軽自動車税は、二輪であるとか三輪であるとか四輪の排気量とか、車の形状に応じた一定の税率でございましたけれども、排ガス規制の適合基準に応じた税率の枠組みが入ってきまして、環境性能割というのはそのような排ガス規制の対応の達成状況による税率の区分が導入されるということでございます。以上でございます。

○**議長（寺尾重雄君）** 次に、吉清社会教育課長。

○**社会教育課長（吉清佳明君）** お答えいたします。北中学校及び興津中学校の施設の今後の管理というところでございますけれども、今後、北中学校につきましては市営野球場等の整備の計画、また、興津中学校についても集会施設等の計画もありますけれども、当面、これまでの学校開放施設の利用団体、体育館また柔剣道場等も使っている状況でございますので、新年度そういった学校体育施設の開放事業の団体、また個別のそういったスポーツ施設として利用するという団体に貸し出すような形で、社会教育課のほうで管理するというふうなことで考えています。以上でございます。

○**議長（寺尾重雄君）** ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○**6番（鈴木克己君）** それぞれお答えいただきましたけれども、第5号の条例は、今後この条例を施行していくには、かなり大変な部分があるかと思えます。個人の財産を市のほうで最終的には行政対応することができるような条例ですので、ただ相手がいることについて、どんな状況であっても、これはあくまで相手がいるということですので、その辺はしっかり対応できるような審議会をつくって、最終的には市長の命令によって、そのことについて、予算も上げていく話だと思えますので、最初が肝心ですので、その辺の取り扱いについて、しっかりお願いします。

環境性能割が導入されてきたのは、平成28年度の税制改正大綱で発表されて、それに準じて軽自動車税に波及してきているんですね。従前の軽自動車税と環境性能割を、これは市で勝手に導入したわけじゃなくて、法律から来ているんですけど、市税に対する影響みたいなものがもしわかれば示していただきたいと思えます。

第9号の部分ですが、確かに今課長が言われたとおり、学校の中の全てが閉鎖ではなくてよかったです。北中については、今年度の予算が上がっていますし、勝浦市の市営野球場の取り扱いについても十分協議をしていかなきゃいけない部分でありますし、体育館についても耐震が終わっているので、今後、市営の市民体育館みたいな形で運営されるのかなと思えます。そして清海小の関係もこれから議論になると思えますけれども、そこでやっているサークル、市民団体等のものもありますので、調整をうまくしていただいて、十分に活用できるようにお願いをしておきます。以上で、1点だけ税務課のほうの答弁をお願いします。

○**議長（寺尾重雄君）** 答弁を求めます。土屋税務課長。

○**税務課長（土屋英二君）** お答えいたします。環境性能割につきましては、昨年6月の議会で税制

改正をいたしますということで条例提案したんですけれども、まだ施行がされていません。消費税導入のときですので、現時点では、影響そのものはございませんけれども、軽自動車の車体に対する課税の仕組みというのは、これとは別に13年を経過したものの重課、5割程度高くするというようなものと、環境性能割とは似たような制度でありますけれども、排ガス規制の適用状況によって経過をするグリーン化特例というのをやっています。そのグリーン化特例による影響と重課による影響、それから平成27年4月1日以降新車登録のものについては、基本的には7,200円の軽自動車が1万800円となっておりますので、それらの影響を含めて調定額の推移で申し上げますと、制度導入前の平成26年とか平成27年は、調定総額が約4,000万円でございますけれども、導入後の平成28年度の調定総額は4,900万円程度ということで、軽自動車につきましては、原付1台1,000円が2,000円になったりというふうな改正もされておりますことから、現在は、これまでの制度よりも約900万円ほど納税総額が多くなる仕組みとなっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、議案第5号 勝浦市空家対策促進条例について、1点だけ伺いいたします。

議案の6条の3項であります。先ほど前段者のほうからも協議会について少しお話がありましたけれども、今回、空き家対策ということで、特定空家の認定をこの協議会がするわけですが、私有財産ですので、これまでになく、かなり高度な専門性が求められる協議会になると思います。そこで伺いするんですけれども、3項を見ますと、「市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者」ということで6名以内ということになっておりますが、現段階でこの6名の委員をどのようなメンバー構成にするのか、わかっていればお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。第6条第3項につきましては、協議会は「市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者その他の市長が必要と認める者のうちから委員6人」という形で規定をさせていただいております。この者につきましては、法務としましては、弁護士あるいは司法書士、不動産におかれましては、不動産鑑定士あるいは家屋調査士、また、建築等につきましては、建築士というような形で考えております。また、ほかの自治体等につきましては、大学の教授とかそういう方を選任しているところもございますが、勝浦市の状況を見ますと、司法書士または家屋調査士、建築士プラス市長が必要と認めるという形で市長も含め6名という形で設定を考えています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） ただいま法律の部分、専門家として弁護士、あるいは勝浦の場合は司法書士というお話がありました。できれば、かなり専門性が高いとか、地元の情報に精通した方ではないといけないと思いますので、遠くの弁護士に頼むということになるよりは、地元の司法書士あるいは行政書士等に頼んで、勝浦市の状況をよくわかった法律の専門家を認定いただけるよう、お願いをして終わりたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 2点、質問させていただきます。議案第5号の空家に関する条例につきましては、既に勝浦市にはきれいで住みよい環境づくり条例がございますので、その条例との関係について、ご説明をいただければと思います。ほかの市町村では、特措法の規定だけで執行するとい

う自治体もあるやに聞いておりますので、勝浦市があえてこの条例を制定することの意味が、きれいで住みよい環境づくり条例との関係であるとは思われますので、そのご説明をお願いいたします。

議案第8号でありますけれども、これは消費税の税率を引き上げることを延ばすことによって、それに伴う条例改正ですけれども、さらに再延長するということになれば、同じような手続を先々でするんだらうと思うんですけれども、この消費税の増税そのものを中止するとすれば、この条例改正はどういう扱いになるのか、中止の場合の扱いはどうなるかということでご質問させていただきます。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、特措法というものが制定されまして、各市町村において代執行ができるという、条例を制定しなくてもできるという特措法でございます。しかしながら、勝浦市につきましては、きれいで住みよい環境づくり条例が先につくってあるということで、これも同様な形で指導、勧告、命令という形で、空き家とか空き地とかをしているところでございます。環境づくり条例につきましては、緊急措置という措置がございます。市民に危険な場合に、緊急措置ができるというものが環境づくり条例にはあります。しかし、この特措法につきましては、この緊急措置というものがございません。そうした場合につきましては、特定空家をこの特措法は行うというのが大きな特徴でありまして、環境づくり条例の中では、特に危ないところだということでの特定空家が、特措法に乗っていきまして、緊急措置ができないという形になってしまいます。こういうことがあることから、勝浦市におきましては、特措法でできる代執行にプラス緊急措置を含めた条例という形で、今回の条例を制定したところでございます。

これは一緒に条例と特措法で命令、指導、勧告をすることによって、代執行の前まで、緊急に出た場合につきましては、この条例において緊急措置を行うということで、前につくっています環境づくり条例と同様な作業ができるということでこの条例をつくったところでございます。

なお、条例の制定上、同様な形での条例をつくるのはどうなのかという疑義が生じております。県とかに確認しましたところ、ぴったりの条例というのはよろしくないということでございます。松戸市また香取市につきましても、同様な条例の中で、緊急措置を条例につけたものを制定しているというところでございますので、勝浦市も緊急措置というものをつけた条例をつくっているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。消費税を廃止したという過程というのは、私どもに国、県から来ている情報ではなかなか判断しづらいところなんですけれども、仮にそういうことになればというお話であれば、軽自動車税のこれら消費税の引き上げに伴う措置については、全て行わないという形になろうかと考えます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第5号につきましては、そのような緊急措置がとれるようにということで、きれいで住みよい環境づくり条例との関係を説明いただいていたわかりました。この前の条例の段階でも、指導や勧告をやってまいりました。今回新しく条例を制定する中で、やはり指導や勧告、命令等が、相当の猶予期間をつけてということで、指導、勧告、命令等の各措置を行う際に、

相当の猶予期間を設けてとなっております。また、今までやってきたことでいろいろ時間がかかったわけですが、さらに、今後も同じことをまた繰り返してやるということで、この条例の制定によって、速やかな問題の解決を期待する声が広がると思うんですけれども、それとは逆に、相当の猶予期間をつけてというこの条文の一言で、同じように長い時間かかってしまうんではないかという懸念があるかと思うんですけれども、それに対してはどう対応されるか、お伺いしたい。

それから、消費税の増税をしないということであれば、この措置は全てやらなくていいということで理解してよろしいのでしょうか。一応そういうことを念のために確認させていただきます。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。相当の猶予期限ということ、この条例の中では設定しています。この内容につきましては、社会通念上、または客観的に見て合理的な期間という形でございます。代執行まで指導、勧告するものにつきましては、そこに要する時間が必要になってきますので、その物件、物件で、どのようなものなのかということを確認しまして、相手のほうに猶予期間を設定したいということで、何カ月とか、そういう設定はできませんので、その物件等においてしていくという形で、相当の期間という定義をさせてもらっています。

もう一つ、環境づくり条例のほうで、指導、勧告、命令をしましたと。その後、またこの条例をつくって、その手続はどうなんだということですが、今回は、この条例につきましては、代執行ができるということで、所有者の財産を処分するということでございます。これにつきましては、慎重に行わなければいけないということでございますので、環境づくり条例の指導、勧告、命令ではなくて、特措法とこの条例に対する指導、勧告、命令、これをしていって、弁明の機会とか行政手続法上、この条例のほうには行政手続条例は使いませんということを書いておりますけれども、それと同じような形で進むという形で、丁寧に扱わないといけないということですので、環境づくり条例でやったものとは別に、もう一度指導、勧告、命令ということをして、最後には代執行というような運びになろうかと考えます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。今回の条例が消費税の引き上げをしなかった場合の取り扱いについての対応ということでありますけれども、まず第1条の改正については、仮認定特例非営利活動法人の名称が法律上変わったということですので、これは消費税の改正とは関係なく、名称の変更ですから、このまま改正となります。以降、住宅ローン控除とか軽自動車の環境性能割、あるいはグリーン化特例については、例えば消費税の引き上げの際に、消費税との二重課税との批判が業界団体から強かった自動車取得税を廃止する。自動車取得税を廃止すると、地方の財源に大きな穴があいてしまうので、それにかわるべきものとして軽自動車においては、環境性能割という自動車取得税のあいた財源分を地方の財源として入れるという環境性能割の創設がなされたものでございまして、車の税制について、今までは自動車の重量で税額を決めていた排気量の大きさでやっていたというものが、環境に配慮した車のほうに税が軽減されるような仕組みというのは、消費税の引き上げの議論とは別に自動車の税制がどうあるかということを作られてきている経緯がございますので、もし消費税の引き上げをしなかった場合には、税体系そのものの増減税のプラスマイナスの計算があるうでしょうから、大幅にいじくすることはありますけれども、環境性能割への導入移行というのは考え得る対応なのかなというふうに考えますが、

これらにつきましては、国の税制改正というか、そちらの中での議論の推移を見守るしかないというところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第5号につきましては、一つ一つのケースに応じて対応するということですが、それぞれ歴史のある物件があると思いますので、それぞれのこれまでの経過、歴史に対応した、現実にとった柔軟な対応を、ぜひお願いしたいと思います。これによって、迅速な解決を期待するという方々がいらっしゃると思いますので、その期待に応えるような対応を、ぜひお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私も議案第5号の勝浦市空家等対策の促進に関する条例の制定について、お聞きします。細かい内容については、委員会等でやらせていただきたいとは思っているんですけど、新しい条例なのでこの条例を読み込んでいきますと、用語の意義ということで、第2条に「空家等」と「特定空家」と2つ用語が記されています。空家等と特定空家等で使い分けといたしますか、例えば11条には所有者等による空家等の適切な管理の促進、第12条空家等及び空家等の跡地の活用等ということで、これは空家等に関する条文なんです。第13条にいくと、特定空家等に関する措置ということで、特定空家に対する条文が入っているんですけど、例えば第3条には空家等の所有者等の責務ということで記されています。一応読ませていただきますが、「空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」ということで、これは努力義務規定が付されているんですけど、これは空家等の所有者等の責務ということで、例えば特定空家等の所有者等の責務というものも含めたもので解するものなのか、特定空家等の責務はここには記されていないんだけど、特定空家等の所有者も含めたものがこの第3条ということで、空家等の中で広い意味の空家等で含まれたものと解していいものかという部分で、ずっと読んでいくと、「空家等」と「特定空家等」の読み取り、解釈の部分が結構あたりするものがあるので、その辺について、この条文の読み方として、「空家等」と記されているものに関しても、「特定空家等」を含むものと解する条文があるんだということでいいものかどうか。課長、その辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えいたします。この条例につきましては、ほぼ特措法の内容と同様な形で規定をさせていただいております。今、議員ご指摘のとおり、「空家等」の中には特定空家が入ります。空家というのは大きなくくりでの空き家、特定空家というのは壊れそうな、人に危害を与えそうな空き家というような形で考えております。これは特定空家の代執行というようなところが大きな目的なんですけど、特措法につきましては、空き家の活用というところがあります。空き家バンクとか、そういう再生等にするものもこの特措法について、その内容が加味してあるというところがございますので、勝浦市の条例につきましても、この中を見てみるとわかりますように、各条文の中で法第何条とか、法の規定によりということをよく使っています。これにつきましては、特措法によってこの条例が運用できているというような形になっていますので、そういうような関連でこの条例を運用していきたいと考えます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） 私は、第5号議案に対して、ちょっと質問させていただきます。まず、第13条第3項、前段者も出ていましたが、「相当の猶予期限」で、具体的にどのぐらいの日数なのか教えていただきたい。今回の条例施行で、特に特定空家に対する緊急措置ができるというような形の中でお聞きしまして、現在、3件足す1件、合計4件ですか。それに対して、今後4月この条例が施行された場合に、どのようなアプローチをそれぞれ考えているのか、もう具体的に考えていらっしゃると思いますが、お聞きしたい。

第14条で、必要最小限度の緊急措置というんだけど、具体的に必要な最小限度の措置というのはどのような形状というか、どういうことをいうのか教えていただきたい。

それと関連して、今、仲町に、緊急措置的な塀をつくって囲いして、あれが沈下するまで待つのかどうかわかりませんが、今後、特措法が施行された場合、塀も大分傷んできますし、鉄の部分のさびも出てくるといったことの中での措置をどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えいたします。まず1点目の相当の期限ということでございますが、おおよそのところは物件を整理するための期間、工事施工に関する期間ということ各物件に応じまして設定をしていかなければいけないと考えております。

3件の特定空家等につきましては、この条例を制定後、先ほどの質問にございました協議会を設定しまして、その委員の選任から始まります。選任をした後につきましては、その物件についての調査、事前に調査をしまして、その後協議会に諮るということで、協議会の中でこれは特定空家だというような形であれば、それにつきまして、助言、勧告、命令というような形で進むということです。ただ、このものにつきまして、最終的に代執行しますというような条例になっています。ただ、その物件が特定空家になった場合に、あと費用の関係もございまして、最終的に代執行した場合につきましては、市のほうは税金等で壊すというような形になるかと思っております。そうなってきた場合に、本来そこで税金を投入すべきなのかどうかということも出てくるかと、最終的な判断につきましては、そういうものがあると思っております。

今、勝浦市内の中での塀があるものということですが、これにつきましても、再三こちらのほうでは所有者のほうには通知をしているところですが、やはり相続関係等で一向に進まないというところがございます。これにつきましては、実際に特定空家にした暁には、もう一度、勧告、命令をしていくというような形で進みたいと思います。

第14条の最低限度の措置ということでございますが、これは環境づくり条例でやっている緊急措置と同様なことができるということで設定していますので、今までのとおり、環境づくり条例と同じような形で緊急措置ということで住民に被害が及ばない程度が、最低限度ということで考えているところです。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） それではもう一度確認しますが、どのぐらいの猶予期限かというのは、各物件に応じてと。でも、各物件に応じてですが、一応区分の目安というと、例えば半年以内とか1年以内とか、2年以上とか3年とかある程度そのような目安がないと、各物件といっても、当然協議会で相談されるのかどうかわかりませんが、基本的に市民はこの条例が施行された場合、例えば勝浦の町なかで影響するような物件が速やかに整理されて、すてきな勝浦になっていくのか

などというような思いをしていますが、そういった中で、猶予期限があるといったときに、どのくらいと聞きますよね。だから、各物件に応じて、それは当然やられるんでしょうけど、その目安が全部1年以内になるのか、3年以内なのか、そういった区分というのをある程度考えていらっしやると思いますから、それについて教えていただきたい。まだこれからということであれば、それもお答えで結構です。

それから、今、仲町のものについては所有者に対して継続して勧告するとかあると思いますが、基本的には緊急措置的な措置だと思うんです、市が経費を出して。当然、その緊急措置に対する維持管理というものも、本当は所有者にあるんだと思うんですが、ただつけたのは市なので、その維持管理については、今後経費を投資していかないといけないと思います、そういったことについての基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。その相当な期間ということでございますが、先ほど申しましたけども、工事施工に要する期間、また物件整理する期間とか、そういうものを総合していきたいと思います。また、そのものにつきましては、相続関係もございます。今の物件につきましては、一番大きなところが相続関係、相続はわかりません、私の財産ではないとか、そういうような争い、私は関係ないとか、そういうところがございますので、この条例をつくった際には、そういうものを文書等で勧告するところで、もう一度それを本人のほうでやってもらうというのを大原則で考えております。それに要します相続関係プラス工事関係という形での想定をしています。何年何カ月というようなご指摘でございますが、そこはその状況に応じてということでご理解願いたいと思います。

勝浦の町なかの維持管理関係ということでございますが、これにつきましても、その特措法の条例が進むにつれて、どのような形で維持管理をしていかなければいけないか、特定空家というような形で認定した場合につきましては、それも管理していくというような形で考えています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） 答弁をいただきましたが、各物件に応じて柔軟に期間を設けてと、答えになっているような、なっていないような猶予期限ですが、これについては猶予しておきます。

それから、緊急措置らしき措置をしている仲町の物件については、今後、基本的に維持管理をしていかなければ周辺隣接の人たちの安心感もとれないと思うので、だんだん板が外れてきそうとか、そういった状況もありますので、緊急措置をした以上はそれに対する責務をきちっと果たしていただきたいというのが希望です。

それで、今後、当然この条例を施行するときに、混雑している町なかの家屋だとか、そういったものと郊外型の比較的一軒一軒が離れている特定空家的なものは、当然周囲に与える環境が違ってくると思うんです。勧告する前に、自然に潰れるまで待つという特定空家も出てくるでしょう。そういったものについての線引き、特に町なかの大分おかしくなってきたなと思うものに対しては、遠慮なさらないで、美しい勝浦をつくるために一生懸命、生活環境課がやっていただくことを希望して終わります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号及び議案第7号、以上2件については産業厚生常任委員会へ、議案第6号、議案第8号及び議案第9号、以上3件は総務文教常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

---

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 1点だけです。議案第14号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この条例について、「国又は」を削るとあります。この改正によって、市の事務にどのような影響があるか、1点だけお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、「国又は」を削るところであります。これまで林野庁の関係のものがそこに書かれておったんですけれども、それが今回削られることにより、国そのものに占用料が発生するわけではなく、その施行令が削除されたことにより、本条例を変えようというものであります。また、市への影響なんです。この条文が消えたところだけでは、占用料の額には変わらないものであります。占用料に大きく影響があるのは、別表が変わることにより変化いたします。

今回の改正によりまして、これまでよりも調定額といたしまして150万円ぐらいが減額となる見込みであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 議案第10号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これもまた委員会のほうで細かくやりますけれども、条例改正施行日が8月1日からになります。ということは、それまでの期間は従前の例でやるということになるかと思えますけれども、それまでの間の周知期間といいますか、そういうのをどのように考えているのかということと、あと一点、解釈を僕のほうで余り理解ができないので確認する意味で聞くのですが、今度、第4条のただし書きが加わります。第4条で、「ただし、出生時及び転入時の取扱いについては、出生日又は転入日の翌日から起算して1箇月以内に申請を行った場合は助成の開始の日を出生日又は転入日に遡ることができる。」ということになっているんですが、ただし書

きが加わったんです。ここのただし書きの解釈が、私の中ではこうだろうなという理解はするんですけども、このただし書きの部分の解釈を、課長のほうから、こういうことですという意味で答弁いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。子ども医療費の周知のことをございますけれども、周知につきましては、今後、広報かつうらですとか、勝浦市のホームページとかそのようなもので周知はしっかりとしていきたいと考えております。

第4条につきましては、今答弁がすぐに出てきませんで申しわけございません。確認させていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第12号と第13号につきまして、さっきの提案説明が十分理解できなかったものですから、この2つの条例改正、どのような内容か、簡潔で結構ですので、ご説明をお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この2本の条例でございますが、まず議案第12号のほうでございます。議案第13号もほぼ同じ内容なんですけど、これにつきましては、国の法律、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、介護保険法が一部改正されました。その改正を受けまして、今回のこの条例に関する基本的な基準的なもの、これは省令で定められておりますが、この省令が改正されております。それに基づきまして、今回の改正をいたしたところでございます。

実は、この法律の附則に、平成28年4月1日から起算して、1年を超えない範囲で施行されるとなっておりますので、今回提案したものでございます。また、この法律自体は、平成28年4月1日より運用されておりますが、これにつきましては、市町村の条例、規定が整備されるまでの間は厚生労働省令に基づくことによりまして運用できるということになっておりますので、今現在はそのような形で運用しております。

まず、議案第12号のほうでございます。これにつきましては、主な点といたしましては、通所介護、いわゆるデイサービスでございますが、これの中の18人以下の通所介護のほう地域密着型通所介護ということで市町村のほうに指定権限とか監督権限等が移行されております。その部分が59条の2以降のところということで新設になっております。

その他につきましては、条文がこのようにできておりますので、中には条項の移動等がございますのでそういったようなところ、またあわせて、国の基準に即して改正をしておるところでございます。

続きまして、議案第13号のほうでございます。これにつきましても、冒頭ご説明しましたとおり法律が施行されまして、それによりまして基準となります省令が改正になったことによりましてでございます。この中の主なところでございますが、介護予防認知症対応型通所介護、このところに運営推進会議の規定が設けられましたので、それに基づきまして、条文が新設されておりますことから、条項の移動等がございますので、これも基準に即した形で改正しているというところでございます。いずれにしましても大きな改正点につきましては、通所介護の中の18人以下のものが地域密着型になりまして、市町村のほうに権限が委譲されたというところでございま

す。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） ちょっと混乱させてしまったようなので、この第4条の解釈はこういう意味でいいんですよねという意味でお聞きしますけれども、例えば子ども医療費を申請するに当たって、子どもが生まれました、申請するのを忘れていた、あるいは市外から勝浦市内に転居してきて子ども医療費の申請をするのを忘れてしまった、そういった場合に、新たに市長に申請をします。忘れてしまった人たちの場合、本来だったら出生日の翌日から申請すればいいんでしょうけれども、出生日の翌日、あるいは転入した日から忘れてしまって申請した場合は、例えば出生日または転入日の翌日から申請していれば、それに遡及して子ども医療費の助成を受けられますという意味の解釈でいいんですよねという質問なんですけれど、そうですねということであればそれで構わないので、その辺の部分をお聞きできればと思います。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中ではありますが、11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。大変申しわけございませんでした。初めに、第4条のほうでございますけれども、議員おっしゃる内容ということでございますが、この内容につきましては、受給権の申請の関係で、例えば4月20日に受給権の申請をされた場合は、1カ月前までさかのぼって見ますということです。5月20日だったら5月20日の1カ月前までさかのぼりますというような内容のものでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号ないし議案第14号、以上5件は産業厚生常任委員会へ付託いたします。

---

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、議事の整理上、議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。

質疑に際しましては、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は31ページから55

ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） では、2点。まず、48ページ、16款財産収入の普通財産貸付料2,334万1,000円、説明書によりますと、土地貸付分32件、2,146万1,770円なんですが、昨年の同時期、当初予算との比較になりますと、昨年当初予算は、29件で348万2,179円でした。この差額が相当大きいわけですけど、これについての内容説明をお願いします。

それと、55ページの21款市債のうち衛生費のごみ処理施設整備事業費1億950万円、クリーンセンター設備改修事業に係る財源措置ということで、市債ということで借りていくわけですけども、今回、1億円借りてでも、クリーンセンターの設備は相当修復を必要とするということで、前々から何回も話はしているんですけど、広域ごみ処理施設のほうが2020年まで凍結、事業については、その後考えるというようなことだというふうに確認していますけれど、歳出でも出てくるんですけど、この1億円借りてまでもやらなきゃいけないような状況になっている。このごみ処理事業のクリーンセンターの現状について、毎年毎年補正で上がってきて、結果的には1億円を超えているような修繕費が上がるんですけど、修繕しないと、市民のごみを、市民の生活に対して一番大きな支障が出てくるようなクリーンセンター、また衛生処理場とありますので、歳入で質問するのもいかがかと思えますけれども、その辺について伺いをします。以上、2件です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。財産収入の関係でございますけれども、今回、昨年度よりも大目になっている要因でございますけれども、勝浦若潮高校につきましては、まだ数字的には確定はしておりませんが、プロポーザル等を得まして、今見込まれる歳入といたしまして1,300万円程度を見込んでおります。

また、もう一つ大きなものとしてエジソンパワー、先日の一般質問でもございましたように、今契約いたしまして、年間1,000万円ということで、着手後に賃貸料が発生するというところでございまして、その業者側からの説明の中で夏ぐらいには着工できるのではないかという話がございましたので、予算編成時に、約1,000万円の半額といたしまして500万円を見込んでおります。ただ、これにつきましては、業者のほうも進めておりますが、現時点では、夏まではちょっと無理かなというのを、最近では聞いております。

そのほかにつきましては、勝浦駅の北口の駐車場につきましても187万2,000円とか、電柱とかもございまして、総額で今回、平成29年度当初予算で2,334万1,000円程度を計上しているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、長田清掃センター所長。

○清掃センター所長（長田 悟君） お答えいたします。清掃センターの広域化というものにつきましては、ご承知のように、今休止というような状況でございます。現在の清掃センターの施設につきましては、もう30年を超えているというところで、毎年約4,000万円ぐらいの補正とかもさせていただきまして修繕をしているところでございます。

30年を超えて、まだ何もやっていなかったことがコンピューターです。コンピューターにつきましては当初のもので、これにつきましては、もう耐用年数を相当超えているということで在庫もございません。その中で、これがもし壊れた場合につきましては、6カ月というような工期もございまして、そういうものからしまして、コンピューターは脳ですから、これがいかれてしまい

ますといけないということで、これにつきましても、再三、こちらのほうも要求していましたが、平成29年度に要求が実現したということでございます。

広域のほうにつきましても、休止ということで、すぐ広域のごみ処理ができるのかといひましても、最低5年はかかるかと思ひます。そうしますと、今の施設を使うということでありますと、五、六、七年ということになってきます。その中では、やはりコンピューターは相当重要だということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 財産収入のほうですが、若潮高校見込みで1,300万円、エジソンパワーが見込み500万円、ただ現状としてはまだ流動的だというようなことがわかりました。市長のご努力のおかげをもちまして、今、若潮高校も非常にいい方向に向ひていてと思ひます。これもスムーズにいくように、市民のほうもいろいろ期待があるようですので、ぜひとも進めていっていただきたいということですよ。

エジソンパワーのほうなんですけど、先週、一般質問の中で話をさせていただきました。この部分については100万平米のほうの関係なんですけど、この1,000万円という金額が妥当かどうかというのはどの辺で判断されたのかなど。相手方が1,000万円を貸してくださいと言ってきたから、通常の固定資産とかの評価等を踏まえて、割高だからいいだろうという単純なものなのか、その辺がどのように考えられていたのか。ちなみに、串浜の今工事が行われてるところについては、地上権設定で幾らの設定か。それを聞いてもあれなので、一応そこは参考になるかどうかの話ですよけど、これが行川地先と串浜地先の問題としては、比較はどうなるかということですよ。これは誰でも手に入る書類をもらって持っていますけど、エジソンパワーが勝浦串浜ソーラー合同会社に、勝浦市と同じように地上権設定している。その地代は1平米当たり39円ですよ。そして、平成28年から23年の契約になっているというのが、登記所に行けば誰でもとれる書類に書かれています。勝浦市の場合には平米10円なんです。そうすると、3.9倍ということは開きがあつて、仮にこの39円だと3,900万円という金額になるんですよ。要は、この1,000万円にしたのがどういう経緯であつたのかというのを再度お聞きします。

センターのほうはこれで結構ですよ。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。1,000万円の経緯でございますが、これはご承知のとおりプロポーザルを実施いたしまして、その際にも業者側から幾らなら借りるという提示額がございました。それが1,000万円でございます。私どもの条例の中で、貸宅地の管理及び使用条例第6条に当てはめて計算いたしまして、その1,000万円がそれよりもかなり多額であるという判断をいたしまして、その1,000万円を契約を締結しているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 市が貸し出す計算上よりも多額であるからという課長からの答えですけども、それもそうなんですけど、契約書の内容が、3年間のうちに事業が始まらなければその契約自体を無効にできるという説明が、以前ありましたよね。この3年間で、ことしの夏ぐらいに着工できるかなで一応収入を上げたということなんですけれども、今、エジソンパワーが、行川地先のところについては見込みができるというのを、市のほうは予算を上げるからには、やはりエジソンパワーと協議、話し合いもしているんでしょうから、100万平米のほうはどのようなこと

になっているのか、その辺について、わかる限りの答弁で結構ですので、お願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。平成27年7月に契約いたしまして、その後、確かに今議員がおっしゃったように、3年以内に着手できない場合は契約を解除することができるという契約になっております。ですので、私のほうでも、今、経過を幾度となくエジソンパワーのほうへ問い合わせ、今の状況を把握しているところでございます。予算編成時の時点で確認したところ、市有地だけではなかなか厳しいところもあるので、今現在、民地も含めまして取得または貸し付けを受けるように動いていると。また、諸手続についても実施しているので、このままスムーズにいけば、夏ごろには着手できるのではないかという話がありましたので、今回、貴重な財源という形の判断をいたしまして、500万円ということで計上をさせていただきました。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今の状況はわかりました。ちょっと戻しますと、この1,000万円が、契約というのは大体有償契約なので、本来であれば、契約した時点から発生するものだというふうに解していたんですけど、ここ3年間、調査期間の場合は、山に入り込むだけの話なので、一切手を加えないので、調査をする間はいいですよといったそういう契約になった経過というのはあると思うんですけど、それもエジソンパワーのほうからそういうふうな申し出があったのかどうか、私の知る範囲ではそういう契約というのは余り、珍しいのかなというふうに思いますので、法律に照らして、それが正しいということを証明してください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。契約の中でお互い協議という、そういうもので契約するものだというふうに考えております。ですので、その時点で、市有地浜行川もいろいろ検討いたしましてやりましたけれども、なかなかないということで、今回、平成27年2月、公募してエジソンパワーが応募してきたという中で、市有地をどう活用するかという中で財源として1,000万円ということでありまして、それがお互い協議した結果、そういうもので契約したというふうに判断しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 一般会計歳入ですけれども、49ページの繰入金の基金繰入金になります。予算書のほうでは49ページになりますし、また予算案の概要のほうがわかりやすいので、概要の22ページを見ていただければと思うんですけども、今、財調の基金から、基金の状況という形で、平成28年度末の現在高見込が11億3,307万1,000円。平成29年度は取崩額の合計が9億8,927万2,000円ということで、主にふるさと応援基金が9億4,000万円ということで、考え方なんですけれども、違うと言われたらいいんですけど、考え方として、今ある貯金を取り崩して事業を行っていくというものだと思います。幸いにもといますか、勝浦市はふるさと応援基金が平成28年度は大分入ってきてまして、いろいろな事業をふるさと応援基金で使えるということになるんだと思います。私のほうで、例えばふるさと応援基金の繰入金9億4,062万3,000円の事業を見ますと、今まで勝浦市が市単事業で経常的にやってきた事業も相当入ってきているんです。例えば放課後児童健全育成事業であったり、子ども医療費もそうですし、図書館の管理運営経費であったり、アワビの種苗の放流事業といったものもあります。逆に市長が必要と認める事業として、例

例えばプレミアム付商品券の事業も入ってきているんですけれども、今、ふるさと応援基金が盛況であればいいんですけれども、来年度以降の見通しというのは全く見えない状況の中で、今までずっと勝浦市が行ってきた、恒常的にやってきた事業を、今、お金があるからこの応援基金を使ってやることもいいです。ただ、来年度以降、財政当局としては、常に歳入の確保というものが必要になってくる中で、この1億円の地方創生の基金もそうなんですけど、こういうものは今回2,838万円計上になっています。田舎暮らし体験であったり、企業立地の推進、これは大いに趣旨に沿っている事業ですので、この基金を大いに活用するのも結構なんです。ただ、魅力市の開催事業というの370万円、この中に入っているんです。本来これは市単事業でやるような事業だとも思うんですけど、今回、この基金の繰り入れで行っている。もう一つ、例えば子どもの教育に係る基金繰入金499万4,000円、入っています。これは勝浦中学校LAN工事及び電子黒板整備費充当ということで、これはやはり基金の趣旨に沿ったものであって、これは今年度、平成29年度にやる事業という形で、この基金繰り入れは、充当することは大いに結構なことだと思うんですけど、何が言いたいかという、今、応援基金があるんで、使えるものは使っちゃおうという考えもいいんですけど、今までずっと勝浦市が市単でいろいろやっていたものがこれに大分入っているんで、来年度以降の見込みというものも、ふるさと応援基金の見込みがまだ見えない状況の中で、財政当局としてどう考えているのかという部分、予算編成の中でこの財源を応援基金があるからこれを使っちゃおうという考えで編成していったものなのか、その辺ですよ。副市長は前に財政課長をやられていて、よくお話する中で、非常にきつかったんですよというお話も聞いたことがあります。予算編成する上で財政課の責任者として、そういう昔のきつかったというか、限られた財源をどう使っていくか、予算編成をするのも非常に大変だったという話も歴代の課長からいろいろ聞いた中で、今、この応援基金があるからいいんだけど、来年度以降、私は心配というか考えてしまう部分があるので、その辺の財政当局の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今回、予算編成の中で、ふるさと応援寄附金を活用させていただいて繰り入れで予算編成をしたところでございます。通常であれば、ここ数年、財政調整基金からの繰り入れが、昨年度、平成28年度で申し上げますと、財調からの繰り入れが2億7,000万円程度、また、ふるさと応援寄附金1億1,000万円程度で、4億円程度が平成28年度の当初予算で繰り入れさせていただいたところであります。

ご承知のとおり、歳入を見ていただきますと、市税は昨年よりも多少増加してございます。しかしながら、地方消費税交付金、または地方交付税、交付税につきましても、通常21億円程度普通交付税で見えておりますが、来年は国等の情報をもとに、20億5,000万円ということで、かなり減額をしているところでございます。これにつきましては、財政調整基金について、平成24年ぐらからは、この概要を見ていただきますと、毎年3億5,000万円、4億3,000万円という形での繰り入れをさせていただいております。今回、予算編成する上で、今おっしゃったように、確かにふるさと応援基金を活用するものがなくて、今まで単独でやっていたものも、ふるさとで充当しているじゃないかというのは確かにおっしゃるとおりでございます。私のほうでは、財政調整基金をどれだけ今後残せるかというのをまず第一に考えまして、今回、平成29年度の当初予算を編成するという方向性を課内では決定いたしました。しかしながら、やるべき事業というものは、

どうしてもやらなくてはいけない事業がございます。それについては、各課を通じまして、特定財源、国や県の財源を十分研究しながら確保してください。プラス経費の削減も可能な限りお願いしますということでの編成の通知も出しておりますけれども、やはり今後に予定される事業もあります。また、どうしても今年度やらなくてはいけない事業もございます。

そういった中で、どうしても財政調整を、やはり平成29年度も必要だということになりました。通常では、そこは財政調整基金で賄うのが通例でございます。ご承知のとおり、ふるさと応援寄附金の条例の中で、6項目ございますので、それについては該当すれば、そこに充当させていただくということでもありますけれども、その中の項目でできる限りの、確かに一般財源でやっていたものが入っているじゃないかと言えますが、できる限りその項目に、今回、ふるさと応援寄附金を充当させていただいて、財政調整基金は入れないという結果でございました。

来年度以降では、今の事業はどうなるのかということでございます。それについては、また来年の予算編成、これから来年に向けて、どう事業をもっとスリム化していくか、確かに今人口2万人を切り2万人弱となっている中で、それに見合った生活は必要だと思います。でも、それがすぐにはなかなかできないというのが現実でございます。これはどの事業を優先してやっていくか、これから1年をかけてやっていかななくてはいけないと思います。そういう中で、平成29年度編成に向けては、限られた財源の中で、本当に優先順位を決めて、また実施計画に沿ったものやっていかななくてはいけない。そこに財源はどうするんだと。その時点で、今おっしゃったように、ふるさと応援基金は今後、もうそれを期待することではございません。でありますので、そういうことも十分研究しながら、来年度の予算編成に向けて進めたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 財政課長のほうからご答弁いただきまして、まず財調のほうを手をつけないで、今回あるもので使うというお考え、るお話されて、市長は最近、耳にするんですけど、人口が減ってきている中でも、住民の幸福度みたいな部分を上げていこうというような話もされています。今、財政課長のほうから、来年度以降も優先度をちゃんと見極めながら、かつ歳出を控えながらやっていくということでお話がありましたので、承知しました。

ちょっと余談なんですけど、ふるさと応援基金に関して言えば、2月で七福感謝券、終わりました。私、ずっと思っていたんですけど、本会議で言うことじゃないから今まで言ってこなかったんですけど、七福感謝券がインターネットオークション等で転売されているというような指摘があったと。これは例えば物品であつたら、オークションで出ていると許されるのかという話なんですよ。例えば七福感謝券は、市長は地域振興券と言っています、金券じゃないんだと。勝浦市に来て使ってもらう地域振興券で、それがオークションサイトで出回っているから、総務大臣はだめだと言うんだけど、ふるさと応援基金で物品をもらったものをオークション、実際に出ているでしょうと。そこまで取り締まりして総務省、やってくれよと、私は思うんだけど、市長がいろいろあいうふうな報道があつた中で、2月で終わりにしましたので、私はどうしても国に対して、この制度自体が、七福感謝券がだめだというんだつたら、ちゃんと取り締まりをオークション会社等々にもしっかりして、物品の転売も一切なくしてもらわなきゃいけないよということを、どうしてもこのネット中継を通して国に対して言いたいなと思っているんで、あえて余談で言わせてもらいましたので、答弁は結構でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 予算書の2ページ、地方交付税についてお伺いします。地方交付税が23億円ということで計上されております。平成29年度を見ますと、5,000万円の減額というふうに計上されているんですけども、この理由について、財政の説明書のほうを見ますと、地方財政対策を踏まえて人口減少等を勘案してということで前年度比5,000万円の減額ということになっておりますが、この辺について、もう少し詳しい説明をお願いしたいのと、来年度以降の見込みについてお聞かせください。

また、この点について、ほかの自治体の例を見ますと、例えば学校の合併で学校数が減少した場合に、交付税が減ったりとか、使途金が減ったりというケースもあると思うんですけども、この交付税あるいは支出金の額が学校数に関連する場合があるのかということについて、お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税がございます。今回、普通交付税、平成28年度につきましては21億円で当初見込んだところでございます。結果的には、平成28年度、22億4,300万円程度、決算見込みではしております。今回、5,000万円減っております。これは国のいろんな単位費用等が、例えば今言った学校1校に対して来年は単位費用というのは幾らになりますという見込みというものが来ます。そういうものを照らし合わせまして、私のほうで当初予算の推計をするわけでございますけれども、交付税を計算上、過大に見積もった場合、例えば21億円見た場合に、現実に20億5,000万円しか来なかった場合、それは5,000万円の歳入欠陥ということになりまして、その財源はどうするんだということになります。でありますので、今回、21億7,000万円程度にはなるのではないかと見込んでおりますが、ただ、当初予算の段階の推計値で申し上げますと、20億5,000万円見ておけば、これは必ず交付されるのではないかとということで、今回、20億5,000万円を当初予算で計上させていただいたところであります。

また、2点目の学校数につきましては、小学校や中学校、これは児童数、学級数、学校数、それぞれ測定単位ということで、それぞれが単位費用、1校につき幾ら、児童数1人につき幾らというものがございますので、学校数が減れば、学級数が減れば、地方交付税もその分減るということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） ありがとうございます。単位費用、見込み費用というものがあって、学校数、学級数、児童数によって、地方交付税も変動していくということですが、例えば興津中、北中、勝浦中が合併をして、2校減ったということで、どのくらいの額が減るのかというのが、参考として、もしわかればお聞かせいただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。中学校とかそういうのが統合した場合の影響額ということでございますけれども、単純に計算いたしまして、平成29年度で申し上げますと、中学校でいたしますと、約1,700万円程度、交付税の需要額、算入額が減るというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 急な質問でありありがとうございます。今後、勝浦市内で合併もさらに想定されている中で、こういうところでも予算というか、歳入が減っていく可能性もあるということで、その辺を十分にご配慮いただいた上で予算編成をお願いしたいと思います。ご答弁は結構です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって一般会計予算歳入の質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。

質疑に際しましては、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は56ページから223ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 議案第15号、2款、3款、6款、8款、9款の5款にわたりまして、大きくは6点質問いたします。

まず1点目です。63ページ、2款総務費、1項総務管理費、男女共同参画推進事業は48万円の計上です。その内訳は、委員の報酬22万円、講師謝礼8万円、旅費、通信運搬費で18万円となっております。事業そのものにかかる額は、講師謝礼の8万円、昨年、入船亭扇海さんが講師で、キュステホールで行った高座と同様の計上となっております。ここ数年の間、男女共同参画推進事業は、わずかな額で推移していると思われませんが、近隣市町村の事業内容について把握していることをお聞かせください。

2点目です。105ページ、3款民生費、1項児童福祉費、放課後児童健全育成事業5,919万6,000円、内訳を見ますと、7の臨時職員賃金が4,535万2,000円となっておりますが、現在の支援員の数と次年度の支援員予定数を伺います。

3点目、146ページ、6款商工費、企業立地推進事業854万8,000円のうち、元清海小学校校舎改修工事設計業務委託料224万円、元鶴原保育園園舎解体工事設計業務委託料203万5,000円、企業誘致促進ツアー・セミナー開催委託料291万6,000円となっております。この3つの委託料について、どのような委託なのか、どの程度の内容なのかお聞かせください。

次に4点目です。152ページ、6款商工費、かつら観光ぷらっとフォーム整備事業です。ぷらっとフォーム整備支援委託料が4,000万円と計上されています。その内訳がそれぞれ出ておりますが、全て新規の内容ですので、この内訳について、詳しくお聞かせください。

5点目、170ページ、8款消防費、災害用物資等備蓄事業350万円、非常用食料、水等です。避難路整備事業414万2,000円、これは充電式LED照明灯10カ所という内容が書かれております。

171ページ、自主防災組織等活性化事業、これは災害用備品購入費ということで200万円計上されています。この3事業について、それぞれその内容と設置場所をお伺いいたします。

最後、6点目です。176ページ、9款教育費、学校用務員配置事業642万5,000円、特別支援教育支援員配置事業2,068万4,000円、187ページの勝浦市の子ども達の教育に係る基金事業499万4,000円となっておりますが、近隣市町村のこれらの予算額、この内容等、どの程度のものなのか、もし把握しているようでしたら、この点をお聞きしておきたいと思えます。

また、電子黒板は、中学校3台、これは各階1台、階段等がありますと持って上がれませんので、3台ということになったと思います。3台で140万円とのことですが、小学校への配置は、現在どのような状況なのでしょう、お伺いをいたします。以上、6点です。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えを申し上げます。私のほうからは、1点目と3点目につきまして答弁させていただきます。

初めに、1点目の男女共同参画事業の近隣市町の予算措置状況でございますけれども、主に配布啓発グッズの作成費が主でございます。

続きまして、企業立地推進事業につきましてでございますけれども、業務委託料といたしまして、校舎の改修工事の設計業務委託料を組ませさせていただいております。内容としましては、主に雨漏り修繕のほか、キュービクルの修繕を盛り込んでございます。

また、鶴原保育所につきましては、解体の後、駐車場整備としての設計内容でございます。

また、企業誘致促進ツアー・セミナーの内容でございますけれども、ツアーといたしまして、年2回、1回当たり10名程度を考えてございまして、対象といたしましては、IT企業、SOHO事業者にご来所いただきまして、清海小ほかキュステ等々観光スポットを回っていただきまして、市内への企業誘致を図ってまいりたいと考えてございます。

また、セミナーにつきましては、年1回の予定で、参加見込み50名をキュステで予定してございまして、こちらは新しい働き方、総務省でも推進してございますテレワークを地方でどのように普及させていくか、この辺の関係のセミナーを計画してございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。私のほうからは105ページの放課後児童健全育成事業に関しまして臨時職員の賃金で、支援員の人数ということでございますけれども、現在の支援員の人数につきましては19名でございます。また、4月からの人数につきましては、19名から21名ぐらい必要としております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。かつうら観光ぷらっとフォーム整備支援事業でございますが、まずこの事業に関しましては、国の地方創生推進交付金という名称の財政支援を受ける目的として今回計上いたしました。事業の実施主体ですが、勝浦市の観光協会が実施主体として行うことを予定しております。そちらに対しての委託経費でございます。主な内容を申し上げますと、まず、今現在も観光協会につきましては、観光案内所の管理運営委託、また人件費等も含めて委託または補助金を出しておりますが、この事業の性質上、補助金ということが対象外ということになることから、あえて全部委託という形をとらせていただいております。今やっている観光案内委託の内容をそのまま継承して行ってもらうこと、次に、KAPPYビジターセンターの管理運営でございますけれども、これも今現在自前で全部レンタルサイクルの貸し出し、また体験教室等の受付業務、案内業務を含めてやっておりますが、これらを全て人件費も含めた形で委託という形を予定しております。

イベントにつきましても、今現在やっている花火大会等の経費を含めてございます。

また、広域連携事業につきましては、その下の着手型の観光商品開発事業ともあわせて、この推進交付金の支出が、広域で連携をした事業というのがかなり重要なポイントとなっております。このようなことから、今、勝浦市は3市2町、いすみ市、勝浦市、鴨川市、御宿町、大多喜町と外房観光連盟というのを組織しております、この中で連携、例えばサイクリングロードをつくって自転車が乗り捨てをできるように、例えばここから御宿まで行きます、御宿に行ったら、その自転車を乗り捨てて、その回収をしたりとかいう、勝浦だけのツアーではなく広域的な考えを持っていきたい。また、これも例えばの話なんです、この3市2町の中には酒蔵がございます。そういった酒蔵めぐりツアーというのを、例えばバスで東京のほうからツアーをやったり、そういったもうける仕組みの商品等をこういった着地型とあわせて行っていきたいというふうに考えております。

あと、空き店舗活用でございますが、今、勝浦市内商店街には結構空き店舗がございます、今のところはまだ3軒の情報しか受け付けがないんですが、そういった空き店舗を活用して、観光協会が事業に乗り出して、そういったアンテナショップ的なものをできるような方法をとるための経費でございます。

一番最後の外部からの専門分野、人材雇用につきましては、さきの議会でも答弁させていただきましても、こういった観光または商工も含めて活性化していくためには、もうけなきやいけない、そういったことも仕掛けられるような専門知識を持った人材を公募もしくはいろんな紹介等も含めた中で、雇用しようというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。私のほうからは、消防費についてでございます。1点目の災害用物資等備蓄の消耗品についてでございますが、こちらにつきましては、主に非常用食料、水等でございますけれども、食料につきましては、消費期限が約5年となっておりますので、このサイクルでの入れかえ、また水は追加の補給、もう一つは栄養補助食品等を主なものとして予定しております。

2点目の避難路の整備事業の設置工事費でございますが、こちらにつきましては、避難路照明灯の設置を10カ所ほど予定しております。前年に引き続きまして、LED照明灯を予定しておりますが、地区につきましては、部原、守谷、興津、大沢等を予定しておりますが、実施につきましては、地元の区長さん等と協議をしてみたいと考えております。

3点目の自主防災組織の備品購入についてでございますけれども、次年度2地区が新たに設立される予定でございますので、前例でお話をいたしますと、こちらの自主防災組織のほうに発電機でありますとかチェーンソー、投光機、リヤカーというような主なものになりますが、こういうものを支給するようなことでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。まず最初に、学校用務員のご質問についてお答え申し上げます。近隣市町村の状況ということで、私が知り得ている範囲でお答え申し上げます。

夷隅郡内の状況でございますが、まず隣の御宿町でございますが、学校数は小中合わせて3校でございます。用務員の配置は3人を予定しているということでございます。予算につきましては、社会保険が含まれておりませんが、おおよそ年間212万円を予定しているということで伺っております。勤務時間につきましては、1日6時間勤務ということでございます。次に、いすみ市でご

ざいますが、学校数は小中合わせて来年度13校の予定になっております。そこに配置される用務員数は13人、予算総額は約1,895万円、勤務時間につきましては、1時間45分を予定しているということで伺っております。大多喜町につきましては、小中学校合わせて4校ございます。用務員の数は4人、予算総額は298万円の予定。勤務時間は1日につき4時間勤務ということで伺っております。

次に、支援員の状況でございます。こちらにつきまして、やはり他市町村の状況でございます。御宿町につきましては5人、社会保険は除きますが、793万円の予算ということになっております。いすみ市につきましては、支援員24人、予算額3,523万円。大多喜町につきましては、支援員5人、予算額640万円ということで伺っております。

次に、3点目、勝浦市の子ども達の教育に係る基金に関連いたしまして、小学校の電子黒板の配置状況のご質問でございますが、これにつきましては、小学校は昨年度パソコン教室を一新いたしましてタブレットを配置と。そのときに合わせて、各小学校には電子黒板を1台ずつ整備をさせていただいてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、1点目の総務費、男女共同参画推進ですが、啓発グッズが主な事業内容と。近隣も、条例が変わったとき、または見直しのときに予算を投入している現状だと認識しております。市原とか千葉、茂原は、具体的に上げると、パートナーシップだとかそういうものの冊子やパンフを、条例を変えるときだけではなくて、定期的に発行しているという状況があります。

ここで、少しお話をさせてもらいたいと思います。それぞれお考えください。私が文章を読み上げます。

親子が乗った乗用車が交通事故に遭いました。父親は死亡し、息子は病院に運ばれました。運ばれた先の病院の医師は、これは私の息子と叫びました。

さて、皆さん、意味が通じましたでしょうか。あれっと思った方もいらっしゃると思います。意味不明という人もいると思います。また、すっかりしている人もいると思います。これは、医師が男であるという刷り込みで、父親が死亡しと言ったときに、この医師がどうして叫ぶんだらうという、医師は男ではないかという刷り込み、こういう刷り込みが生活の中で男女のギャップを生んでいるというふうを考えられます。この刷り込みに気づく、これが男女共同参画の視点であります。

この前、ボランティアの講座で、入船亭扇海さんとその前の東上総劇団、この方々はボランティアでこういう刷り込みに気がつかせられる劇をやっております。これらをキュステでやっているんですが、見た方はいらっしゃいますでしょうか。こういう取り組み、地道な取り組みですが、小中の子どもたちに考えさせていくということが重要になってくるかなと思います。

男女共同参画の推進は、婚活支援や結婚、子育て、働き方、介護などの大きな基盤です。この事業内容を豊かにするための改善が必要であると感じています。そのためには、小学生、中学生の講座や子育て世代への講座が重要と思っております。例えば一般質問に先週出ました。たばこの害については、小中学生にパンフレットを配布し、学校で健康教室等を開いております。このような形での、ともに生きるための教育が、今後出生率を高めていく鍵となるとも考えられます。本市としましては、パンフレットをつくる、講座の充実を図るなどの見通しの面でどうお考えか

ということを再質問させていただきます。

2点目、放課後児童健全育成事業です。支援員確保ということで、本年度予算ということで、10人から21人ということを示されました。ありがたいと思います。支援員確保は大変厳しい状況で課題となっているようですが、放課後ルーム希望者は全員入れる状況なのか、場所の確保はいかがか。その状況をお伺いします。

3点目、企業立地推進事業ということで、元清海小学校の雨漏りです。これは、前も工事をしたと思いますが、雨漏りの補修と、保育所は解体工事の設計委託、企業誘致推進ツアーについては年2回、10名ほど予定していて、IT企業を中心に、清海小、キュステを会場とすると。それからセミナーは年1回キュステで行うと。このツアーとかセミナー、開催周知ということは、年度が始まってすぐに行う予定だとは思いますが、何月の実施をお考えでしょうか。

また、元清海小校舎の企業誘致について、先日、鶴原区民への説明があり、パクチーから参りまして、住民と意見交流がなされました。このときの住民の意識をどう捉えたか、お伺いをしたいと思います。

4点目です。これは初めての事業ですので、外観はこういうふうな形なんだなということはわかりました。観光案内所管理運営委託という観光協会への委託ということになるということですので、観光協会に委託した場合の収支決算、明確にしてほしいと思います。

それから、ぷらっとフォームでは、着地型観光商品開発事業として300万円計上しているわけですが、昨年、私、一般質問時、マリンスポーツの振興について、この事業で取り組むとのご答弁をいただいております。この点につきましては、どのような見通しをお持ちかお伺いしたいと思います。

5点目、消防費です。食料を5年ごと入れかえ補給をしていく、そして、LEDの充電式照明灯は部原、興津、大沢とか、そういうところから始めていくということがわかりました。それから、災害用備蓄購入費として次年度2地区、自主防災が立ち上がったと。これは大変喜ばしいことだと思います。

そこで、今後の整備に向けて、どのようにこの3点を視野に入れて拡充していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後の6点目、教育費です。詳しく調査いただきましてありがとうございます。いすみ市は13校ということで、金額も人数も上回り、時間数で言うと、本年度は7時間45分、約8時間から6時間に減らしていたわけです。それをもう一回、8時間に戻すということを、この前、お会いした担当からお聞きいたしました。なぜ戻るかという、教員の多忙化、そして6人になると、仕事上できない部分があるということで、8時間に戻すという情報をいただいております。そして、今日、やはりそうなったと、そういう見通しだということがはっきりいたしました。御宿町は、今まで配置事業はなかったのですが、次年度は6時間ということで、勝浦市4時間を上回る設定をしているということも、本日わかったところです。

学校の多忙化の対策のナンバーワンは、教員に本業に専念できる時間をいかに生み出せるかということにあると思います。専門職として養護教諭や一般の教諭、事務職が自分の仕事をきちんと行い、そして、子どもの指導に十分専念できる体制をつくるのが最も大事であるというふうに考えております。

ちなみに、私が過去勤務していた鴨川市は、一般質問でも出ておりました部活動指導者は、十

数年前に完全に社会体育に切りかわり、教員は授業終了後、次の日の準備に取りかけられるという状況があります。南のほうに行くと、そういうふうな教育環境の整備が大変進んでいるということが見られます。

また、多忙化の解消の一助となるのが、学習の効率化を上げることができる教育機器の導入です。電子黒板は、総合学習、それから英語活動ではなくてはならないものです。この電子黒板が小学校1台入っていると。中学校はこれから3台導入するというので、中学校の場合は、LANの設定が、工事がありますからちょっと高い金額になっていますが、小学校の場合の拡充、これ1台ということは、1階が職員室だとかいろいろで、2階、3階が子どもの教室になっている仕組みが多いんですが、階段がありますからそれを持って移動するということができにくいんです。ですから、これは低学年は要らないよではなくて、やはり低学年も高学年も必要ということで、電子黒板を小学校の拡充、LAN環境の整備、このことについて再度……

○議長（寺尾重雄君） 照川議員に申し上げます。質問を簡潔にお願いしたいと思います。

○4番（照川由美子君） そういう面で拡充ができないかどうか、教育環境の整備ということについて、お伺いをします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。1点目の男女共同参画事業につきましてでございますけれども、現在、都市部を初めといたしまして保育所の待機児童の解消に向けまして積極的に動いている状況でございます。そういう中で、女性の社会進出もますます見込まれるところでございまして、男女共同参画事業の推進は非常に重要な課題と認識してございます。

そういう中で、議員ご提案ございましたらばこの害ですとか、これは今や誰も認識しているところでございますけれども、これらを盛り込んだPR、この辺が、男女共同参画事業の中でできるかどうか、今後、前向きに取り組む努力は惜しまない所存でございます。

続きまして、2点目の企業誘致促進ツアーについてでございますけれども、その開催時期につきまして、ツアーのほうは年2回という計画でございますので、まだはっきり開催時期は決めてございませんけれども、2回という中で、上半期1回、下半期1回が予想されるところでございます。また、セミナーにつきましては、募集人員50名ということですので、まずはこの募集人員の確保に努めつつ、ある程度集まった段階、見込まれる段階で開催を決定したいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。私のほうは放課後ルームの関係で、申し込みに対して受け入れについてということだと思いますけれども、まず、放課後ルームの受け入れの基準がございまして、まず面積基準というものがございます。もう一つは、支援員の人数の基準がございまして、初めの面積基準につきましては、おおむね児童1人に対して1.65平米の施設が必要になります。また、支援員の人数ですけれども、児童30名までは2名以上の支援員が必要、40名までは3人以上の支援員が必要となります。なお、50名以上につきましては、余りにも人数が多いということで特別ルールがございません。また、加えまして、障害の子がいる場合については、支援員の加配が必要となっております。このような基準の中で、現在、市内では、かつうら第1放課後ルームから6つの放課後ルームがございまして、まずかつうら第1放課後ルームの面積が79.49平米で、定員は48名になります。また、かつうら第2、これは幼稚園のほうにござい

ますけれども、55.53平米で、定員は33名になります。とよはまが58.92平米、おきつが59.2平米、うえのが82.5平米、ふさのが67平米となりますけれども、この中のかつうら第1と第2及びふさののほうの来年4月1日以降の見込み状況、定員に対しまして若干オーバーかなというところがございます。そのような中ですが、面積基準につきましては、先ほど申し上げましたとおり、おおむね1.65平米ということで解釈をさせていただきまして、定員48名のところを50人、何とか受けられないかというように考えております。また、かつうら第2につきましては、33人の定員のところを34名の申し込みがございます。ふさのについては、40名の定員の中で39名というところで、これは基準をクリアしますので、今のところは問題がございませんけれども、第1と第2につきましては、若干オーバーしているというような見解でございますが、先ほどのおおむねという解釈の中で受け入れたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 先ほどの照川議員の質問に答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） 大変失礼いたしました。清海小学校の雨漏り工事の工程につきましてでございますけれども、まだ設計委託料の予算の審議をいただいている中ですが、設計業務が済みましたら、およそ2カ月ぐらいかかるかと思っておりますけれども、その後、直ちに施工にかかりまして、遅くとも秋までには終了させたいと、私自身考えてございます。

それと、2月24日にお願いたしました清海小学校の利活用に絡みます鶴原区民への説明会でございますけれども、所管課でございます企画課としての受けとめは、おおむね受け入れられたかと認識してございます。その中で、一部宿題もいただきましたけれども、おおむね受け入れていただけたと認識してございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。マリンスポーツ事業の今後の見通しということでございますが、本市におきましては、夏の海水浴というのは観光資源としては大きなウエートを占めているものでございます。このようなことからマリンスポーツ等も率先してやっていきたいというふうに考えております。ただ、やはり地元区民とか、漁業事業者等の調整等も必要ではありますが、特に観光協会が今やっている事業でスタンドアップパドルの大会だとか、スイムフェスタなど、守谷海岸で既に行っております。このようなこともあわせて連携してやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。今後の整備等に向けての充実ということでございますが、おのおのということでお答えさせていただきまして、まず災害用備品につきましては、主に消耗品等の入れかえを行ってまいりまして、新製品、備品で有用なものがあるようでしたら、備蓄物資に加えてまいりたいと考えております。

続きまして、避難路の照明灯の設置についてでございますが、こちらにつきましても、今後とも避難路の状況等を調査しながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災組織の事業関係でございますが、まだ設立されていない地区がございますので、設立の啓発を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。小学校のLAN環境等の整備についてのご質問で

ございますが、電子黒板につきまして、先ほど議員がおっしゃるとおり、1台が非常に大きく重く、それを各階に移動というのは非常に困難、まず無理であるというふうに考えております。したがって、一番ふさわしいのは、子どもたちが学習する各階に電子黒板があることが子どもたちの学習にとって必要なことかと考えますが、ただ、この電子黒板を配置し、電子黒板があるだけでも活用はできますけれども、さらに有効活用するためには、インターネットに接続できるとか、動画配信であったり、校内にLANの環境整備をされることが非常に重要なことであるとと考えております。このLAN環境を整備するには、校内に工事を行う費用のほうが大分かかります。ただ、勝浦小学校と上野小学校、今回大規模改修工事を行いました、その2校につきましては、既にLAN環境が整備しておりますので、その辺については今後有効活用できるというふうに考えますが、他校につきましては、LAN環境の工事等も含めて、費用面もありますので、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。最初の総務管理費、男女共同参画の推進事業ですが、重要な課題と認識しているということです。たばこは、あくまで一事例であって、たばこのことをやってくださいということではないということをお伝えおきます。そういう仕組みで、うまく学校の児童・生徒にそういう学習の場を提供できないかと言ったと、私のほうは思っております。

私たち2人、議員になった直後、この予算書を見て、本当にびっくりしたのは、男女共同参画の予算が80万円じゃなくて8万円だったというところで、最初、インパクトのある数字だったわけですが。この後、前担当課長に、この充実に向けてお話をしたところ、予算がこれだけなので何もできないですよということだったので、今回、このような質問をしたという経過があります。

本市の男女共同参画の事業実施について、県でこの点で大変経験豊かな市長の見解をお伺いをしたいと思います。

2点目です。これは放課後ルームのことですが、面積そして人数ということで努力していると。勝浦、総野、オーバーしそうだということでした。本来ならば、一億総活躍というところで、皆が放課後ルームに入れないといけないという国の方針と現場でのギャップがありまして、そこは本当に大変だなというふうに感じております。希望者全員が放課後児童健全育成事業の対象になるように願っているんですが、郁文小統合に向けて保護者の強い要望もあったということをお伺いしております。今後の見通し、抱負、これが解決に向かうのは何年度ぐらいなんだろうというふうな見通しがありましたら、お答えください。

3点目、企業立地のところですが、住民の意識というものがおおむね受け入れられたというところでした。事業目的は、まち・ひと・しごとの創生、地域、資源、観光資源、顧客資源の活性化ということをおおむね打ち出しておりました。私個人の感想ですが、大変いい事業内容というふうに思いました。事業概要が、コワーキングスペース、共通のオフィス、ドローンパイロット養成所、バーベキューイベントやセミナーの開催と、これが主な利用になるということでした。住民は心配しておりましたが、その中でも、バーベキューの片づけの問題と、海水の汚濁の問題、これを回避するために努力してほしいと。清海小前の磯根は漁師にとって重要な磯根なんです。このことについて深刻な問題提起がございました。それから、民宿利用者の相撲等、そういうものを今までどおり受け入れていただけなのか、体育館使用料金はどうなんだと。そういうふうな元

清海学区で使用する場合の料金は安くなるのかとか、そういうふうな論議がされてきたと思います。

5年契約で原則有償、そして今回、3年間は無償になる可能性があると思います。これに関しては驚いた方が大勢でした。

○議長（寺尾重雄君） 照川議員に再度申し上げます。質問を簡潔にお願いします。

○4番（照川由美子君） 説明しないとわからないんです。

○議長（寺尾重雄君） いいえ、執行部はわかっていると思います。

○4番（照川由美子君） これまでのやりとりでパクチーという会社を信頼するだけの理由があるのだろうという推測のもと、まちおこしをともに行うという立場で連携し合おうという雰囲気での交流だったと、それをおおむね良好と感じたというふうに思っています。

言いたいことはたくさんあるんですが、簡潔にします。鶴原のまちおこしも昨年手探り状態で始まりました。この説明会で、住民は今後意見交流を重ねていくという約束をして、元清海小を子どもたちの学びの場にする方向から社会全体の学びの方向に転ずるという強い願いを持っています。パクチーのほうでも、地元の教育活動、まちおこし活動にかかわれたという、それが企業経営の方針になるよう、市でも積極的に尽力、要望してもらいたい。この面の市長の見解をお伺いします。

4点目、ぷらっとフォーム整備事業です。観光と健康づくりを結びつけた事業が、今、注目されていると思います。市内に官軍塚とか八幡岬、理想郷などの岬があり、美しい景色を楽しみながらの適度なアップダウンで健康づくりができる格好の場所に注目すべきと考えています。観光客だけでなく、地元住民に注目してもらいたいと思っています。岬めぐりで健康づくりというキャッチフレーズでいかがなものでしょうか。

鶴原区も始めました。松野の里あかりは3日間でたくさんの方々が竹灯籠に魅了されました。この土地ならではの環境、自然、伝統を生かすことが観光面において大変重要で、これが新市の健康づくりに役立つとすれば、こんなによいことはないと思います。健康志向という視点で、このぷらっとフォーム事業、これから具体化されると思いますが、市内の各地に、この地域活性化のきっかけを与えてほしいと思っていますが、いかがお考えでしょうか。

5点目です。非常用食料、水と、避難場所である各小学校、元小学校、行川、清海、どのような配置であるか、本予算額でどの程度拡充されるのか、お聞きします。

そして、最後です。これは教育長にお伺いします。宝を生かすということは研修が重要だし、LAN環境がベースであるということです。本市においては、30年ぶりに学校用務員廃止事業が計上されました。教員の多忙化の解消、第一歩を踏み出すことができたことは本当によかったと思います。教育委員会においては、小中統合に向け、その仕事内容は山積して、多忙極まりないものと思います。いすみ市教育委員会では、指導主事が3名おります。学校と緊密な連携を取り合い、子どもと教員のさまざまな問題に当たっていると聞いております。本市はこの面において、指導主事の導入ということについてはいかがお考えかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） まず1点でありますけれども、男女共同参画の重要性というのは、以前にもたしか議会でお答えさせていただきました。非常に大事なことであると思っています。ただ、近隣もそうなんですけれども、具体の事業になりますと、どちらかというと、意識改革というか

啓発がどうしても中心になるということでありまして、それに従った予算額になっているんだろうと思います。したがって、具体的な事業等は、うちの担当のほうで具体的な事業等を計画すれば、それに合った形での予算措置をしたいというふうに思います。

もう一点、パクチーと鶴原区の活用ですけれども、これにつきましては、これから協定なりいろいろパクチーと協議をしながら進めていく必要があるだろうと思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。指導主事のポストの要望でございますが、議員ご承知のように、各学校では、計画本部とかあるいは教育事務所の養成本部等で研修に励んでいるところでございます。ただ、このところ、非常に退職者も多いわけで、学校統合で新規採用、講師等で賄っているわけですが、そういう職員のための研修はやはり必要なので、そのところを考えまして、この件については検討してまいりたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。放課後ルームの関係で、今後、郁文小学校のご要望を踏まえた受け入れについてということでございますけれども、放課後ルームにつきましては、現在進めております認定こども園の関係の建設工事が終わりました、供用開始後に、幼稚園の園舎を解体いたしまして、その後、園庭のほうに放課後ルームの建物、約120人を受け入れる規模の建物を、平成32年を目標に、認定こども園の計画とともに進めているところでございます。そのようなことで、120人の規模であれば、郁文小のご要望にはお答えできるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。健康づくりと観光を結びつけたご質問でございますが、健康づくりに関しましては、介護健康課のほうもいろいろ考えているところであると思っております。それを観光と結びつけるには、今、うちのほうでも体験教室の中でノルディックウォーク、要はウォーキングですが、そういったものの体験、また、青空ヨガといたしまして、砂浜でヨガをやっているとか、いわば屋外でのヨガ教室の体験もしております。このようなことから、今後、健康づくりに関しては介護健康課のほうといろいろ協議しながら観光の資源を探していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。元行川小と元清海小についての今後の災害用備蓄についてということでお答えさせていただきます。元行川小につきましては、今後の備蓄品を配分するわけなんですけれども、その中で配備を予定しております。また、元清海小につきましては、先ほど来のご質問の中でもありましたように、企業誘致ということが関連しておりますので、今後、配備につきまして、そういう内容を協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、歳出全体について2点と、個別に5点、質問をいたします。

まず、予算全体についてなんですけれども、当初予算の概要の3ページを見ますと、箇条書きのところ、「無駄な歳出を排除するため、従来のやり方に捉われることなくゼロベースの視点に立って、徹底的に見直す」、また、6番項で「イベント等を含め、市の関与のあり方を十分検

討し、時代の変化に伴い市の関与の必要性が低下した事業については、廃止、縮減を図ること」とありますが、この指針に基づいて、実際に本年度、廃止縮減した事業があれば教えてください。

また、同じ7ページですけれども、歳出の目的別の表がございます。来年度、農林水産業費が前年度比22.9%の減ということで、かなり大幅な削減となっております。どのような事情があって、どの部分が削減されたのか、具体的にお知らせください。

次に、予算書に移ります。まず1点目ですが、58ページの議長車借上料と63ページの市長専用車の借上料についてであります。市長車については、大統領のエアフォースワンと一緒にですので、十分な性能、機能性を備えたものというのが、まずは大前提だとは思いますが、先ほど財政課長からお話のあったとおり、かなり市の財政も今後厳しくなるという中で、それぞれ議長車、市長車も、借上料が月額で2万円程度増えている。それについて、こういった意義があって、こういう増額になったのかということをお聞かせください。

次に、74ページの総務管理費、産官学連携事業についてであります。拠点大学により地方創生推進業務委託料100万円ということですが、説明文のほうを読みますと、国際化の推進に向けた産業、歴史、文化等の交流促進の可能性についてということですが、これまでも官学連携事業はあったと思うんですが、今回、特に国際化というところで、これまでと違う文言というか、国際化に特化したというふうにも読めるんですけども、これについて具体的にどういう事業を想定しているのか、お聞かせください。

次に、147ページの商工業振興費、企業立地推進事業であります。前段者からも詳しい質問等がありましたが、その中で、先ほどの説明ですと、企業誘致促進ツアー・セミナーの開催委託料ということで約300万円上がっているんですけども、ツアーについては、年2回、1回10名程度で、IT企業等、SOHO企業等を対象にということでしたが、セミナーのほうは1回開催ということですが、そうすると、セミナーのほうを仮に予算100万円としても、ツアー2回開いて100万円、100万円としても、かなり高額な予算でツアーを組むということになるのかと思うんですが、この10名程度を対象にしたツアーでこれだけの予算が必要な理由をお聞かせください。

ページが戻ります。146ページの商工費の商店街活性化等支援事業についてであります。こちらもこれまでの実績と来年度予定している事業等を、どのような内容を想定しているのかお聞かせください。

141ページ、水産業費のあわび種苗放流事業についてであります。468万円が計上されておりますが、毎年この事業を継続的に行っているわけですが、アワビの種苗が成貝、親の貝として帰ってくる率が、例年ですと10%から20%ぐらいなのかなと思います。歩留り率ということですが。このアワビがきちんと稚貝から親になって帰ってくる確率を高めるために、アワビが育たない場所にアワビの種苗を放流しても仕方がないので、そのためにどういう取り組みをするのかということが重要になると思います。今後、この点について、何か担当課のほうでアイデアがあればお聞かせください。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

---

午後2時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。概要のほうの予算編成方針ということで、例年ここに市長名で明記させていただきまして、予算編成を各課ですということでございます。この（４）、（６）は昨年と同様でございました。細かいことですが、消耗品に関しましても、委託料に関しましても、例えば運搬業務委託料とございましたら、その実績、例年このぐらいだというのはなくて、消耗品もゼロベースから積算して、前年に捉われないように要求して、それを査定して、少しでも削減を図っているということでございます。

また、行政と民間との適切な役割分担という側面から申し上げますと、平成29年度からご承知のとおり、給食センターの業務委託を実施するということで、平成29年度業務委託料4,784万4,000円ということでございますが、これにつきましても、民間にできることはできることだということで、今回、委託にいたしましたことでもあります。

また、農林水産業費の削減の内容ということでございますが、これは県営の水産業構造改善施設整備事業というものがございまして、この分が1,790万1,000円の減額、もう一つ、水産物供給基盤機能保全事業、これが5,022万5,000円、減額となっておりますので、これが要因であるというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。私のほうからは、市長公用車の借上料についてでございます。まずこの見積もりの段階で見積もりを徴したところ、車両価格自体が非常に値上がっていたというようなことから、現用車よりもグレードを落とすような見積もりになっております。また、先ほどの現用車の借上料と予算計上をお願いしております借上料の差異でございますが、現用車の当初の見積もりにおきましても、ほぼ同じ額でありましたが、入札をいたしますので、入札の結果、現在の月当たりの月額になっているということでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。1点目の産官学連携事業でございますけれども、こちらは、平成27年10月に策定いたしましたまち・ひと・しごと総合戦略の中でも国際化の推進ということで掲げさせていただいておまして、1月に全員説明会という機会をいただきまして、後期基本計画をご説明させていただいた中でも、この中で多様な交流活動の促進ということで、今後、国際化の推進を図ってまいりたいという計画でございます。これを受けまして、産官学、例えばCOC+ですとか、あるいは場合によったらジェトロ、この辺の知識、経験をおかりしながら、今後、国際展開を図ってまいりたいということで、その辺の調査研究のための業務委託料ということで計上させていただいております。

もう一点、企業立地の関係のツアー、セミナーでございますけれども、こちらは、スタート、企画立案からお願いしてございまして、実際のツアーの準備、実施、また、その後の調査結果取りまとめ、また、この経費の中にはバスの貸し切り2回分、また、セミナーにおきましては、講師の講演料、交通費等々を含めまして、掲載の金額ということで盛り込ませていただいております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。商工会の補助金関係でございますが、まず、

商店等活性化事業補助金につきましては、商店街のマップ作成、これは主に武道大学生の新入生に対するマップでございまして、主にそういったところに活用してございます。あと、これは今年からなんですけれども、勝浦の中央商店会及び興津の商店会に対して、活性化という意味の中で、自分たちで何かやっていきたい、もっと盛り上げていきたいという声が出ておりました。そんな中で、商店街が独自で考えた中の事業をやっていくということの中の補助金でございます。

次に、商店街の組織強化育成事業補助金ですが、13万円、これは主にひな祭りの時期に対する興津商店会、中央商店会に対する補助金と、あとは飲食店のマップの作成が主でございます。

3点目の地域総合振興事業補助金でございます。これは商店会に対する補助金でございまして、主に商工及び観光振興に関する補助が主でございます。内容的には、私どもで行っている魅力市での参加PR、また朝市サミット等の参加、西東京市祭りでの参加PR、あとは観光関連等のその他市外で行うイベント等に参加していただいて、市の商工及び観光をPRしていきたいといったような形の経費が主でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。あわび種苗放流の件でございますが、放流先につきましては、地元水産業者が選定する場所に放流しております。それで、種苗の回収する率、混獲率でご説明させていただきますと、平成27年度の数値、水産事務所でまとめた数値で黒アワビで20%、メカイアワビで22%と聞いております。全体で水揚げしましたアワビの貝の裏側で稚貝の形が残っていますので、それを漁協から報告させますと、全体の黒アワビでは2割、メカイアワビでは22%、そのように聞いております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 歳出全般についてのご説明ありがとうございました。この点については再質問はありません。63ページの総務管理費の市長専用車の借上料についてであります。事情はよくわかりました。1点だけ、質問ですけれども、これは今までと同じ車種ということでしょうか。

次に、74ページの総務管理費の産官学連携事業ということですが、国際化ということで非常にすばらしい取り組みだと思います。この国際化ということで、対象国ですね、例えば米国、ヨーロッパ圏なのか、中国なのか、ベトナムなのか、どの辺をメインで対象としているのか、お聞かせください。

次に、水産業費でありますけれども、アワビの種苗放流事業についてであります。私が長年水産業の振興審議会にいますけれども、最近少しずつアワビの稚貝からの歩どまり率が上がってきているのかなということもお聞きいたします。今までのアワビの放流事業とは別に、今後輪採漁業という取り組みをしていくということをしたことがあるんですが、アワビの輪採漁業と放流漁業との違いというか、輪採漁業について少し詳しくお聞かせいただければと思います。

商工費についてであります。商店等活性化事業補助金ということで、商店会のほうがいろいろなアイデアを持たれていると思いますので、そのアイデアが実現できるように取り組んでいただきたいと思います。2回目の質問はありません。

最後、商工費の企業立地推進事業についてであります。やはりご説明ありましたが、かなり高額セミナーあるいはツアーの経費だと思います。この経費に見合った、充実した内容のセミ

ナー・ツアーを企画していただきたいと思います。答弁は結構です。お願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。市長公用車の車種についてでございますが、こちらにつきましては、見積もりの目安はございますけれども、入札時の仕様によりまして、仕様書中でこれら仕様の性能以上というような入札方式がとられるかと思われまので、現在の車種であるかはわからないと思われます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。産官学連携事業の中での国際化の推進でございますけれども、具体的な対象国は、業務委託の中で決めてまいりたいと考えてございますけれども、所管課の希望といたしましては英語圏でございまして、また、先月末をもって七福感謝券が取りやめとなった関係で、新たなお礼品の創出ということでも、そういう産業的な交流も図ってまいりたいと思われますので、この業務委託料の中でそれらを含めて検討させてもらいたいと思われます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） アワビ輪採漁業についてお答えいたします。本事業は、今までのアワビ種苗放流と異なる大きな点がございまして、まず、イメージといたしましては、アワビを種苗するものの、それを畑として育てるようなイメージ、つまりアワビの育つ畑づくりをしようと、そのような事業でございまして、ただし、これを農業で言えば収穫、採取するに当たっては、漁業者共同で行うような仕組みづくりが、既に安房郡内の漁協では進められております。具体的に進めようとしている事業の内容でございますが、新勝浦漁協の管理する磯場に4カ所予定してございまして、その4カ所の1カ所には、アワビ生息しやすいコンクリート板、約1,000枚から1,700枚を投入しまして、その1カ所当たりにおよそアワビ1万から1万5,000個を、各1カ所1年ごとに4年で育ててまいろうというものでございまして、4年育てた後には、隔年1カ所ずつをとり尽くしながら、とり尽くしたら、また種苗する、放流すると。4年後にまたそれを漁業者のほうで水揚げする、そのような形をしております。

大きく異なる点は、競業の話もさせていただきましたが、これを素潜りではなく、スキューバダイビング、漁業者のほうで資格をとらせて、それを効率的に水揚げしようとする。1カ所当たり1万から1万5,000個のアワビ、これが大体2割から3割残ると聞いております。したがって、これを1カ所当たり約2日間で10人程度の労務でとり尽くしてしまう。今検討しているものは、新勝浦漁協側で、水揚げの収益の分配の仕方、共同の取り組みというのはなかなか今までと異なる点ですので、そういった仕組みづくり。

あと先ほど種苗放流の際にお話ございました場所の設置なんですけれども、場所の設置についても、今までの種苗放流と大きく異なりまして、水深2メートルぐらいの磯場が一番成長が望ましいんじゃないかというのが、水産振興公社の種苗、つくっている側からの意見であります。漁業者側と公社側のそういった調整も踏まえて、今後、場所の選定、あわせて仕組みづくりを進めて、早ければ来年度から具体的に事業化を進める予定、このような状況でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 1点だけ再質問です。74ページの総務管理費、産官学連携事業です。委託ということ英語圏を対象にということでありましたが、勝浦には主に水産業を対象に外国から外国

人実習生が今現在200名から300名程度いるかと思えます。既に歴史の長い事業でありますので、主にメインは中国、タイ、ベトナムということになっているかと思えますが、長い歴史の中で、各国とも家族を含めて深いつながりができているところでもあります。また、タイからも勝浦に旅行雑誌の取材等も来ている状況もありますので、英語圏メインということはもちろんなんですが、そういった関係の深いアジアの国との連携と申しますか、国際化推進に向けて商品化、特産品等を活用するということが非常に重要かと思えますので、この点、しっかりのご検討をお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） 私のほうから、予算書の農林水産業費の141ページ及び142ページについて、141ページのカツオまつりの開催事業費についてお伺いいたします。明細書のほうでも詳しく述べられておるんですが、予算が昨年よりも高くなっているように思われるんですが、高くなっている説明を詳しくお聞かせください。

それと、前回、昨年6月に開催されましたカツオまつりの決算内容というか、それをもう一度お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。カツオまつり開催事業の件でございますが、昨年度の当初予算と比較しまして、増額になった点は2点ございます。1点目でございますが、カツオ販売委託料、これが150万円の増であります。理由といたしましては、昨年のイベントの際、カツオを調達する際にかなり高値の取引もあったと。カツオまつりを開催するに当たってカツオを確保するのが一番の目的でございますので、一定の量を確保するためには、額の増額を検討したところでございます。

もう一点目は、使用料及び賃借料に掲げていますその他借上料、これが109万1,000円の増でございます。内容といたしましては、開催会場の諸設備の借り上げでございます。今回増額となりましたのは、イベントの中でより滞留時間の延長を図るため、新たにステージを設けまして、多彩なパフォーマンス、イベント等で会場に人がとどまっていただくような取り組みを講じてまいりたいと思えます。それと、保健所等で販売等の指導も一部ございまして、販売ブース等の借上料、以上、2点の点で、使用料及び賃借料といたしましては109万1,000円が増額となったところであります。

続きまして、決算状況について申し上げます。カツオまつりの決算状況につきまして、昨年度歳出予算額については581万6,000円を計上いたしました。その決算につきまして、565万205円で、約十数万円の不用額が生じてございます。内容といたしまして、決算の内容の主なものを申し上げますと、カツオの直売の関係の経費についてご説明させていただきます。前回のカツオまつりのカツオを調達するに当たっては、350万円の委託料を計上いたしました。この350万円の内訳といたしましては、鮮魚商からカツオを仕入れるカツオの代金、それにあわせて梱包代、当日販売するまでの保管、これは保冷車をリースいただきまして、そこに保管したわけでございますが、それらを合わせまして355万3,244円、これがカツオの仕入れの経費でございます。先ほど350万円の経費で、これは一部5万3,000円増えておりますが、一部他の予算を流用して執行してございます。これに対して売り上げでございます。売り上げにつきましては231万9,400円でございます。差し引きますと123万3,844円が赤字となった部分でございます。

実際の売り上げ本数を申し上げさせていただきますと、当初用意いたしました1,001本に対して、当日の売り上げは723本でございました。残ったカツオの処分でございますが、市内加工を営んでいる商店のほうに、協議いたしまして、200本を引き取っていただきました。さらなる残りの76本につきましては、勝浦漁協のほうで買い上げていただいております。これら2件の売れ残りの処分につきましては、金額的には15万400円、先ほどの売り上げの中に含まれてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） ありがとうございます。去年は売り方についてもちょっと問題があったんじゃないかなと、1人1本のみの販売であったがためにというようなこともあったのではないかなというのと、私なんかの主婦の感覚で言いますと、カツオ一本をぼんといただくと、おろせないというような感覚もございまして、例えば冊にして売るとか、あるいはほかの魚種、勝浦におきましても、昔であれば5月、6月といえどもらうのが当たり前のカツオが、最近では買わなくてはいけない、あるいは不漁でとれないというような状況があります。この中でカツオだけではなくて、ほかの魚種、例えばもっと調理しやすいアジであったりイカであったり、そういうのも抱き合わせで売るとようなことも考えられるのではないかと思うんですが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。先ほどカツオの販売の内訳をご説明した際の売れ残りの件なんですけれども、私どもといたしましては、当日1本売りにした理由から申し上げさせていただきますと思います。販売当日、前日から天気は良好と聞いておりました。さらに、市長みずからトップセールスで千葉テレビの放送でPRしていただいて、それなりの反響もございまして、問い合わせも多うございました。それから、前日の設営、夜10時に終わったんですけれども、その時点で、既に五、六名の方が徹夜で並んでいる。そういった状況を踏まえますと、かなりの人出が予想できるなど。そういった並んでいる方にも早目に周知する必要があると。そういう意味でお1人様1本ということにさせていただきました。しかしながら、これまで経験を積み重ねました鮮魚商のお話ですと、魚を売るのは勢いだと。本数制限しないで勢いよく売らないとさばくのはなかなか大変だと。そういう助言もいただいております。

先ほど議員のご助言もありましたように、いろんな魚との抱き合わせも有効かなと思います。せんだって、3月4日には御宿町で初めてのキンメ祭りも開催されているようですし、これからいろんな工夫が必要かなと思います。ただ、私どもといたしましては、カツオの入荷がまだ見えない中、基本的にはカツオを中心に売ろうと思っております。

カツオの一本買いが困難で、本当で言えばスーパーのように冊とか串で販売したほうがよりお求めやすいのかなと思います。しかしながら、それを調達から用意して、陳列、保管、そういった人手の面もございまして、まだまだ工夫が要るのかなと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、いろんな創意工夫を持ってにぎにぎしく威勢のいいイベントを開きたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） 何点かお聞きしようと思っておりますけれども、予算委員会がございまして、2点だけお聞かせください。卒業、入学があるこの時期ですので、この場をおかりして質問させ

ていただきます。178ページ、9款教育費、小学校費、今ページ数をお示しさせていただきましたけれども、果たしてこれに当てはまるのかちょっとわからないんで、違っていましたら申しわけございません。一般質問でもお聞きしましたけれども、子どもの命を守る取り組みについて、ちょうど新たにスタートを切る時期ですので、ヘルメットの配布について、市長、教育長の裁決で再検討していただいているということですが、その結果がいつになるかというのがちょっとわからないので、市長、教育長の裁決でこのヘルメット配布ということができるのかどうかをお聞きします。

2点目に、今回もお天気にも恵まれて大盛況に終わりましたビッグひな祭り。ビッグひな祭りだけではなく、今、前段者からも言われましたカツオまつりですとか、各種イベントに際して市の職員の方がスタッフとして1日、朝から晩まで大変なご苦勞をされています。ずっと立ちっ放しな状況でございますけれども、次の日ですとか、体が大変疲れていてふだんの業務にも支障があるのではなかろうかなという形で心配しているんですけれども、代替とか代休ですとか、あるんでしょうけど、なかなかとれない状況もあると思います。その辺についての市の職員の方の体調のケア等についてお聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） 私のほうからお答え申し上げます。ヘルメットの着用について、一般質問でもご質問ございましたが、その中で教育長も答弁しておりますとおり、現在、校長先生を通じてPTA、それから学校の職員でヘルメットの着用の必要性について、保護者の声も聞きながら、現在確認をとっているところでございます。現在のところ、まだ全ての学校から回答を得ているという状況ではございません。まだ、回答いただいている学校のほうが少ない状況でございますので、これを着用するとなると、毎日の着用であったり、本当に着用することが、今までの保護者からのご意見の中には、逆に低学年の子どもたちがヘルメットを着用することによって、登下校が本当に安全になるのか、その使用の仕方については、逆に不安な面もあるとか、夏の使用についてであるとか、多々課題等も聞いておりますので、そういった面についても、現在いろいろ意見を伺いながら検討していただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。ただいまの議員、各種イベントにおける代休の件でございますが、こちらにつきましては、課長会等におきまして、各所属長のほうに代休をとりやすい環境にさせていただきたいというようなことでお願いをしております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） 教育課長、ありがとうございます。では、総務課長、市の職員の方が朝早くから夕方遅くまでずっと立ちっ放しですと、結構体もきついと思います。皆さんも、課長たちもご存じだと思います。現に立っていらっしゃる方たちですので。その辺の負担軽減をよく考えてあげてもらいたいと思います。

ヘルメットのほうですけれども、市長にお聞きしてよろしいでしょうか。昨日、鴨川市で新しい市長が誕生しました。有言実行、行動力のある方だという評判を耳にします。勝浦市の猿田市長もいろんな地域に行きますと、勝浦市の市長は偉いよね、行動力があってすごいよねという褒めの言葉をたくさんいただきます。その市長にお聞きしますけれども、国道128号線を使う勝浦小学生、国道297号線を使う総野小学生、上野の町なかを使って登下校をします上野小学校の生徒、

その大切な子どもたちの命を守る取り組みについて、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） お褒めの言葉、ありがとうございます。子どもたちの安全、教育委員会のほうで所管していますから、これについては、本当に安全第一でいろいろな策を検討していただいているということで、先ほど教育課長のほうからお話がありましたけれども、私はヘルメットに焦点を当てますと、ヘルメットをやったほうがいいのかとも思うし、でも、親御さんたちの意見では、前にもありましたけども、ヘルメットをやらなくたっていいじゃないか、夏の暑いときにヘルメットをかぶるとぼーっとしちゃうし、かえって事故が起きるんじゃないかなという意見もあると聞いたことがあるので、ただ、いずれにしても、万一事故でもあるといけなないので、ヘルメットも場合によっては必要なのかなとも、私は個人的には思いますけどもね。今、教育委員会のほうで、いろんな調査をしながら子どもの安全な通学を第一優先で検討してもらっていますから、そちらのほうにお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私のほうから2点ほどお聞きします。135ページ、農林水産業費になります。鳥獣被害防止対策事業100万円計上です。今年度、新規の事業ということになります。12月の一般質問におきまして、この柵の設置に対して、市単で補助をお願いしましたら、100万円の予算をつけていただきまして、ありがとうございます。

それで、これは説明書書きに書いてあるとおりでございますけれども、この100万円の計上の積算根拠といえますか、100万円計上なんですけど、補助金の額が、事業費の2分の1で、1万円以上10万円というようなことなんです。この100万円の内訳、どの程度で100万円考えていらっしゃるのか、もちろん農地の広さ等によって違いがあります。一般的な積算根拠はどうなっているのかというのも含めて、また、100万円を超えるような場合、当然、補正で措置しなければいけないと思いますけれども、その辺も含めてこの100万円の鳥獣被害防止対策事業について、ご答弁いただきたいとお願ひします。

それから、もう一点は、教育費の中の小学校の学校管理費、私、この新年度当初予算を見た中で、勝浦小、郁文小の統合の予算というものが見受けられませんでした。私の今までの議会等とのやりとりの中で、ほかの議員も含めてですけども、平成30年4月に、勝浦小と郁文小が統合するということで、昨年議会からもずっとやってきて、教育委員会のほうからもそういう答弁はあったんですけども、この統合の予算が上がっておりませんので、どのようになっているのか、また、場合によっては6月等の補正の中で統合予算が出てくるものなのか、あるいは、統合ができない状況になっているのか、そういうものも含めてご答弁をいただきたいということと、あわせて、前段者のほうからヘルメットの話があったんですけど、私、小学生の親の立場からすると、ヘルメットをかぶることもいいことなんですけど、市でヘルメットを支給したときに、使わなくなったら、そのヘルメットの処分は誰がするんですかという話なんです。市が支給したものが使わなくなったら、ごみになっちゃうのか、使ってくれる人に再利用できるヘルメットなのかという部分。今やるという話じゃないからいいんですけど、例えばヘルメットを支給しますとなったときに、ヘルメットをいただいて子どもが安全になりました、使わなくなりました、では、そのヘルメットを処分するのは親が負担するんですかという部分も考えてあげなきゃいけないと思うんです。というのは、ちょっと違うかもしれないんだけど、今度、市のほうでおむ

つを配るといった中で、おむつを配るんだったら、ごみ袋も一緒をお願いしますと言ったら、一緒にセットで配ってもらえるんです。紙おむつというものは再利用できない、再資源化できないものなので、ごみになっちゃうんです。だからごみを配るといふ感じになると、ごみ袋も一緒に配ってくださいと言ったら、市のほうはごみ袋も一緒にセットで配ってくれているんです。ヘルメットも、例えばヘルメットを支給して、使わなくなったときは、それがまたごみとして処分するものなのか、どういうものかというのを考えてあげてほしいということで、別に答弁は要らないですよ。今後、ヘルメットを支給していくんだったら、その辺も考えてくださいねということをお話だけしまして、鳥獣被害の防止対策の100万円と統合予算について、出ていない部分をお聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。鳥獣被害防止柵設置事業補助金の内容でございますが、まず、根拠でございます。まずは件数、30件見込んでおります。この30件の根拠なんですけれども、ご承知のとおり、国の交付金では3戸以上の受益者で柵を設置した場合とございます。こうした要件に、過去に該当しなかったケースが約20件ございます。今回、新たにこの事業をこれから予算を通った暁には周知してまいる考えでございますが、新規では約10件と見込んでおります。合わせて30件、件数については30件。1件当たりどのくらいかといいますと、シミュレーションいたしました。最近の傾向は、物理柵よりも、むしろ電気柵、個人で申請なさるとしたら、イノシシ対策としての2段の金網設置をシミュレーションで想定いたしました。面積ごとに補助金を試算してみますと、約5反歩で補助金が3万5,000円、そうしたことから1件当たり、この5反歩をベースに3万5,000円掛ける30件、計算上は105万円になりますが、この単価の設定につきましては、国の交付金で定める基準額でございまして、実際購入された価格といずれか低い額で補助しようと思っております。現実的には購入したほうが基準単価を下回るんじゃないか、そういった見込みもございまして、それを端数の扱いといたしまして合計で100万円としたところであります。面積ごとのシミュレーションをさらに詳しく申し上げますと、1反歩で補助金が約1万5,000円、2反歩ですと2万2,000円、1町歩ですと4万9,000円の試算をしております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） 郁文小学校の統合につきましては、平成25年から始めまして、2年間、平成25年、平成26年、話し合いを持ったんですが、なかなかご理解いただけなくて、再度平成28年、去年ですけれども、去年5月から6回ほど話し合いを重ねてまいりました。当初、平成30年4月1日ということで統合を思っていたんですが、保護者の理解がなかなか得られず、今年度当初は、この3月議会で改正の上程をする予定だったんですが、それができなくなりました。それで、緊急の教育委員会議を持ちまして検討した結果、統合の準備等を考えますと、やはりもう1年延ばして、平成31年4月にしないとできないだろうというようなことで、今、進んでおるところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 鳥獣被害の防止対策事業につきまして、積算根拠を課長のほうからご答弁いただきました。前段者は大分市長を持ち上げましたけど、これは、農業者は非常に喜ばれますので、前段者以上にありがとうございますと言いたくなるほど、農地パトロールをやっている人間

からすると、市単でこれやってくれるということは、本当に農業者から感謝されると思いますので、もし100万円で足らなくなったら、随時補正で対応していただきたいというようなことで、課長のほうもよろしく願いいたします。

統合に関しましては、教育課長答弁かなと思ったら、今、教育長が答弁していただきました。保護者の理解が得られないということなんです。私のほうもいろいろ聞いているところによると、昨年ぐらいまでは統合に向けて進んでいたというやに聞いています。それに向けて教育委員会のほうとしても進めていったところ、年が変わったら何か雲行きが怪しくなってきたようなことも聞きました。過日といいますか、1月、2月、私、出席もしていませんし、情報でしか聞いていないんですが、説明会があったら、反対の意見が出てきたというようなこと、急転直下でまたというようなことも聞いてはいたんですけども、保護者の理解が得られないというのは統合することがだめなのか、それとも郁文小は残してくれということなのか、そもそも子どもたちのためにどうなのか、学校現場の先生、校長先生を含めた先生たちの意見というのは、その説明会で出ているんですかね。教育長、教育課長は教育現場でももちろんプロフェッショナルな教員としていけるので、超小規模の学校になってきている郁文小の学校の先生たちのご意見というのはどうなのか、教育長や教育課長がもしその立場だったら、どういうふうに感じられるのか、やっぱり非常に負担だと思いますし、子どもたちにとっても、まさか複式学級がいいと言っている親はいないと思うんですけども、そのようなご意見があるのか。私はこの統合問題、過去にも行って、どんとたたいたこともあるんですけど、勝浦市は1小1中でもいいと思っているんですよ。それだとなかなかあれだから、2小1中程度というのが落とすところなのかなと思うんですけど、教育長は、説明会で保護者のご理解が得られないということなんですけど、どういったことで統合ができないものなのか、何が勝浦小と一緒にするのが嫌なのとか、子どもたちのために統合したくないんですという意見があるのか、説明会の中でどんな声が出ているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいということと、1年先送りしても、その先は必ずやるということなんですけど、それに向けて、では、今のままで、今後の1年間でご理解が得られるようになるのか、そういう見通しがあるのかという部分を含めて、教育長じゃなくても結構です、教育課長でも構いませんので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。まず、郁文小学校の状況であります。今の6年生が卒業すると、来年度全校で、今のところの予定で23名ということで、非常に少ない。本当に小規模というよりも極小規模校ということで、教育委員会としても、このような少ない環境の中で、まして、現在の1年生ですけれども、学年1人といった学年もございます。子どもたちが互いに学び合う、そういった環境としては、本当に望ましい環境ではないという思いで、教育委員会は今までも保護者と話し合いを行ってまいりました。このような環境から、一般的に望ましいある程度の規模の中でお互いに学び合う、また競い合う、そういった環境の中で子どもたちが学習を進めていく、それが一番望ましいということは、今までも現在も考えは変わってございません。

学校現場の先生方ですが、確かに複式をやっている非常に大変な状況であるというふうにご考えておりますが、学校の先生方は、プロの先生方として弱音を吐きたくないというのが本音のところのようで、大変な部分はあるけれども、与えられた環境の中で、その中で自分たちはできることを精いっぱいやるんだということで、こんなことが大変なんです、こんなことに今困ってい

ますよというのは、なかなか保護者の前では言いづらいというところが正直なところのようです。ただ、保護者会の中で、あるとき、校長のほうから、複式学級というのはこういう授業を行うんです。複式も、複数発生すると、例えば算数の授業や国語の授業を2学年一緒に、片方を教えているときは片方は自主学習をするような、そういった状況が発生してしまって、これはどうにもならない状況ですということは、あるとき、校長先生は保護者のほうにお話しくださいましたけれども、それ以上の強い学校からの意見はなかったというところでもあります。

保護者のほうからどんな意見が出ているかということですが、年が明けてこの1月、保護者のほうから出てきたことは、統合に関して、教育環境というよりも登下校の足の確保について、路線バスではなくて、当初教育委員会のほうでは、中学校の統合に伴って路線バスが走りますので、それを利用して郁文小の子どもたちも登下校をするように考えておりますというふうな話をしたんですが、路線バスではなくてスクールバスで登下校できるように、それを条件としてほしいという話であったり、放課後ルームについて、必ず放課後ルームに入れるんだという、そういう保障をしてほしい等々の、ほかにもいろいろお話があったんですが、そういった話の中で、全てそういった条件がクリアしなければ私たちは合意しませんというふうな話に進んでいったという状況でございます。

では、今後どうなるんだということですが、その話し合いの中で、この教育環境の中で子どもたちをずっと学習させるのは好ましくない。これは教育委員会としても考えは変わっておりません。この話し合いを行ったのが2月に保護者との話し合いをやりまして、この状況の中で統合がなかなか難しいにしても、1年おくりにしても、平成31年4月、これ以上先おくりすることは教育委員会としてはできませんというふうな話も、保護者の前でしたところでございますので、今後また保護者との話し合いを持ちますけれども、先ほど教育長がお話しした平成31年4月という統合の時期については、これ以上の先延ばしは毛頭考えていないというところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） スクールバスを出さないのだめだと。スクールバスを出したところで、では、そのスクールバスのお金はどこから出るんですか。皆さんの税金から出るんでしょうと。ふるさと応援基金がいっぱいあればいいですよ、過疎債が入ってくればいけれども、その負担をどうするんですか。新戸小学校の子どもたちは路線バスで通っています。今まで事故が起きたということは、私一切聞いていない。スクールバスを出せばいいでしょう、新戸小の親御さんたちだっそう思うと思いますよ。郁文小の親御さんたちだけスクールバスを出すということは、これこそ差別ですよ。教育の世界でやっちゃいけない差別。こんなことを、もし承知して言っているんだったら、私は、スクールバスを出さなきゃいけないという親御さん、どうかと思います。この議会を聞いて、私、批判されるのを覚悟して言いますけれども、1月に説明会をやってよかったというお話がありましたけれども、私は、あれは聞いているところでは、郁文小にお住まいの教育委員の方も出席されていると聞いている、市議員の方も出ていると聞いていますけど、教育委員会としては、統合という前提でやっているわけです。そこに教育委員も出席されている。何で地元を説得できないんですかと、僕は思ったりするわけですがけれども、いずれにしても、今、聞いている限りでは、反対のための反対にしか聞こえないんです。子どもたちのために本当にどうしたい、だから反対するんですというふうなことは、私は見えてこないですよ。教育委員会

を責めているわけじゃないです。教育委員会の方針に、なんでそれを理解できないのか。子どもたちのためということを理解できないのかなということが、私はちょっと腑に落ちないので、方針として、平成31年の4月ということですから、それに向けてしっかりと、もしかしたら全員は無理かもしれませんが。北中だとか興津中のときだってそうだったんだから。100人いたら100人賛成する人いないですよ、当然。今の国会を見たってそうですよ。10人いれば1人、2人、反対する人もいますよ。話がそれちゃいますけれども、マスコミがよくないのは、少数派の意見、少数派の意見というけれども、例えば50人、人がいれば1人、2人は必ず反対する人がいるんですよ。そうしたら、少数派の意見じゃなくて、超少数派の意見なんですよ、1人、2人なんて。それはもちろん聞かなきゃいけないけれども、私のところに言われているのは、早く統合してくださいという親がいっぱい来るんですよ。本当に統合してほしいんだけど。

○議長（寺尾重雄君） 佐藤議員に伝えます。今の議題からそれているようなので、戻してもらいたいと思います。

○8番（佐藤啓史君） わかりました。統合してほしいという親がいっぱい来ているので、子どもが少ないのでいっぱいというわけじゃないけれども、そういう親御さんたちのためにも、1年先延ばしするんだったら、その1年間の分の交通費を市で見てくれるんですか。教育委員会は統合なんでしょう。でも、地元が反対するおかげで勝浦小に通えないんだったら、送迎するんだったら、その分どうするんですかとか、そういうこともやれるので、反対する親御さんたちも、もちろんわかりますけれども、統合してほしいという親御さんたちの意見も当然あることなので、その辺もしっかりと理解をして進めていっていただきたいということで、答弁は結構です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○10番（末吉定夫君） 教育費でお聞きしたいと思います。前段者、前々段者が質問していましたヘルメットの件で、端的にお聞きしたいと思います。私も前に、佐久市のときにお話ししたら、父兄の方がいいということで流れたような感じだったんですが、今回、市長が、できれば帽子があったほうがいいじゃないかと、いろんな意見がありました。それはそれとして、これから検討するというので結構なんですけど、まず実情、課長に聞くんですけども、教育委員会で指定した通学路というのがあるはずですよ。勝浦市内とかあるいは在のほうにあると思います。特に危険なところを、私何回か見ていましたけれども、松野の国道のあそこはU字溝の上を歩いています。勝浦でも細くて車が通るところが何カ所かあります。そういう通学路で万が一、子どもの事故があったというときにはどこが責任をとるというか、どこに責任があるのか。今の父兄はなかなか自分たちで責任をとるより、行政が悪いとか、そういうことを言う方が多いと思いますけれども、そういう事故があった場合、行政で責任をとるのか、あるいは事故を起こした親、家庭で責任をとるものなのか、その辺を聞きたい。

そしてまた、もう一つは、課長なり職員が教育委員会で指定した通学路を、確認というか何回か歩いて現場を見ているものなのか、直近で見た場所、どこに通学路があるのか、それを聞きたいと思う。私、なぜそれを聞くかという、自分は車を運転するもので、松野の歩道は本当に危ない。このくらいの45センチぐらいのふたの上を歩いている。本当に危ない。

○議長（寺尾重雄君） 末吉議員に申し上げます。何ページですか。議題と全然ずれてきていますので。

○10番（末吉定夫君） 178ページでよろしくお聞きしたいと思います。脇にそれたんですが、とにか

く通学路を歩いて、見て、調べているのかどうか、その辺よく見ているのか、確認をさせていただきたいと思います。以上。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。事故が起こった場合の責任というご質問でございますが、なかなか難しいところもあると思いますが、学校で入っている日本スポーツ振興保険というものがございます。いわゆる日スポという保険に、全ての児童・生徒が加入しておりますが、その保険等の対応につきましては、学校の管理下と言われるものは、通常決められた道を登下校中に起こった場合、そういう災害の対象になると伺っております。

それから、通学路の確認につきましては、全ての通学路について、そこを歩いているというわけではございません。各学校が毎年、年度当初、子どもたちの家の位置の確認であったり、通学路の確認を行って、特に危険な場所等について、改善する必要がある場合は、教育委員会のほうに報告いただいて、必要に応じて現場の確認というふうなことで行わせていただいております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○10番（末吉定夫君） よくわかりました。ただ、学校任せじゃなくて、教育委員会のほうでも少し子どものためを考えて、なるべくヘルメットを着用していただくことができればなということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今日は非常になごやかな雰囲気です。議会ができていて、非常にうれしく思います。そういう中において、またちょっと苦虫をかみつぶすかなという質問になっちゃうんですけど、3点ほど。

1点は、63ページ、57ページ、その他全体に該当する、先ほど前段者、前々段者から出た公用車の問題で、公用車については、今年、買いかえなり契約がえがあるということなので、それについてはわかったんですけど、全般にわたる内容で、3月1日の千葉日報なんですけど、「公用車で弁当買い出し、佐倉市職員、組織ぐるみかも」という、こういう新聞を見たと思うんですけど、この新聞を読むと、公用車で市の職員がまとめてお弁当を買いに、近くのコンビニに行っているんです。要は、それを市民がみんな見ているんです。勝浦市でも以前にこういう問題提起があったと思います。消防自動車で買い物をしているとか、公務員に対しての目線が非常に厳しいのでそういうものがしょっちゅうあるんですけど、勝浦市もこういうことがあってはいけないという思いから、総務課長にお聞きしますが、こういうことについての職員への教育というか、その辺をどのようにされているか。私も、この前市長から言われましたけれども、元職員でした。その当時自分で振り返ると、買いに行ったことがあります。ただ、それが日常茶飯事じゃなくて、たまに通ったときに行ってしまったという部分は、自分自身も確かにありましたので、今は、もっとも目が厳しくなっているということで、公用車のそういう部分について、これは市長車も含めて全体の公用車について、そういうことに対して、今後どのように考えていくかについて、お伺いします。

もう一点は、一般質問させていただきました。159ページ、道路改良600万円の交付金による設計費です。一般質問の中で市長のお答えでは、林地開発については道路をつくる義務はないということですので、今、林地開発で行われている太陽光発電所のところにつけ替えする道路につい

ては、事業者側には義務がないという観点から、ここは、その後終わったときに、今回の交付金活用で設定をした上での市道を整備していきますと。そして、私はそこに疑問があるので、再度協議をしていただけませんかということについては、協議はしないというはっきりしたお答えをいただきました。

しかしながら、やはりまだ疑問が残っています。その疑問というのが、市長の判こを押してありますので市長もご存じですが、公共施設整備に関する協議書を改めて見てみたんです。そうしましたら、やはり何回見ても、道路をつくりますということが書いてあります。それと同時に、排水整備は、この中の5番ですが、排水計画について、開発区域から雨水排水については流出抑制施設を設置し、区域外に支障とならないように行い、水路に放流するものとする。これは開発区域からの雨水については、当然開発区域の中の面についてやっているんでしょうけど、今、つけ替えとして一部通行をさせていただいている道路、あれは市道ではありませんので、市長も市の道路じゃないと言いましたので、そういう意味でその排水部分については、事業計画の中で排水処理を設置していただく、それはやってもらわないといけないということが、この中から読み取れます。そういうことの協議書ができています。そして、その協議書の最後の段に、本協議に定めなき問題が生じた場合は、3者と協議の上、解決するものとするというただし書きがございます。ということは、私は提議している問題については問題が生じているわけですから、さらに3者の協議を再度していただいて解決をしていただく、その上で、新たに予算を上げていただければ、今日、笑って帰れます。そういうことで、そのような対応ができないのかどうかについて、お願いをしたい。

それと、これができないとした場合、あくまで林地開発なので、道路は相手につくる義務がない、市がつくるんだということであれば、私としては、もう一度3者協議をお願いをしたいんですが、この600万円を交付金として、せつかく予算として上げてきました。その上げてきた600万円を無駄にするのではなくて、この勝浦荒川線の道路改良ではなく、この600万円を使って、実はこういう新坂沢倉線、いわゆるキュステから武大に抜ける道なんですけど、その路線について、市内の道路行政に精通した方が自費でコンサルに頼んで設定した書類が、私、手元にあります。これは市のほうに提示してあるということで、建設課長には当然行っている話で、市長も見ているかもしれません。これはキュステから武大のところ、私が平成27年12月に一般質問したのを聞いて、それであれば私も協力しますよと、道路行政に精通しているのでコンサルを頼みましたと。そして、つくってもらったのが、平面図でありますけど、路線整備計画3点ありまして、歩道整備案、車道整備案、車道プラス歩道整備案の3つが、メリット・デメリットという観点と、あとそれぞれの図面をつけて、これは市に話をしておりますということで、私もキュステからの図面をもらいました。ですから、この600万円で、2020年を目指して、こちらのキュステから武大の線を先に整備したらどうですかというのが私の提案です、600万円を無駄にしないために。そして、その区間、今、道路を通ってしまして、排水もやるようですので、今すぐ大雨が降っても水がたまる状況にはならないという工事もこれからやるようですので、その間に、もう一度協議をしていただきたい。その上で改めて、この荒川線について、市がどうするのか、業者と、少しでも出してもらおうのか、その辺の協議をしていただきたいというのが今回の私の新たな提案でございますので、今すぐ結論は出ないと思いますので、一旦お答えはいただきますけど、少なくとも予算審査特別委員会のときに、これから協議をしてもらった上の回答を出していただければなと思

ます。

次に、ページが逆に戻って申しわけございません。71ページの道の駅整備事業、今回、検討調査業務委託料948万3,000円が出されました。この道の駅についても、私も何度か質問なり提案なりいろいろさせてもらっています。その中において、今回、民間に委託した中でこれをどうするかという計画をつくるということで上がってきていますので、それはそれで非常にいいかと思いますが、当初、市長の考えでは、平成30年度、平成31年3月までには松野バイパスが一部開通する中において、なるべく早くこれに対応したいということでしたが、その辺の考え、それと、この計画しようとしている土地、水田の土地調査も既に終わっているかと思いますが、その辺の結果がわかって、今後、土地の取得等についてどういうふうなスケジュールで進めるのか、その上で、今回の業務委託による計画がその上に乗ってくるのではないかと思いますけど、もう一度場所から見直すのか、場所はもう松野で決めてあるのか、その辺についてもお伺いをしておきたいと思っています。

最後に、165ページ、住宅リフォーム補助事業、新規で空家住宅リフォーム補助がありますが、昨年も集合住宅等の補助がありました。昨年の実績と、今後、空き家を追加したその理由、目的についてお伺いします。

165ページ、地籍調査事業、これが232万2,000円とありますが、のせてくれて、私も議員になってよかったなど。要は、これから先のこの地域、日本全体を考える上では、地籍調査というのは絶対に必要ですし、大多喜の次、いすみ市も手を挙げているようですので、ぜひともこの計画を休みなくスピード感を持って進めていただければと、これは答弁要りません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中ではありますが、午後3時40分まで休憩いたします。

午後3時24分 休憩

---

午後3時40分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。私のほうからは、公用車の利用ということでお答えをさせていただきます。まず、消防団のお話も出ましたので、消防団におきましては、昨年の分団長会議あるいは班長以上会議におきまして、消防団自動車の買い物等での利用をして商店等への立ち寄りほしくないようにと周知をしたところでございます。

また、通常公用車、議員、お示しされました新聞報道がなされたわけですが、そちらも含めまして、3月の課長会におきまして、公用車の使用について、買い物等の注意を周知したところでございます。ただし、利用の仕方、出張等あるいは現場等で昼食などをすることがあると思います。こちらについてはいたし方ないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、1点目の、平成27年9月15日に締結いたしました公共施設整備に関する協議書内の第5項目目、排水計画についてであります。これは今回、道路改良がされる路線といたしましては、勝浦荒川線のつけ替え道路のほかの中谷廻り山線がございまして、本項目の記載の内容は、これを調整池のほうに流入してもらうための項目であり、主に中谷廻り山線のことを指しているものであります。

また、勝浦荒川線のつけ替え道路につきましては、本整備を行う前の道路でありまして、今後、本整備をしていく中で路面の高さが変わる可能性が大いにあるところでもあります。また、歩道ができますので、詳細設計を行わないと、歩道の位置というのが確定しませんので、今直ちにそこに側溝を入れた場合、また本整備のときにやり直しというものが出てくるために行っていないという理由もあります。

次に、先に新坂沢倉線のほうの整備をしたらどうかということですが、用地の測量から入って境界を確定して、買い上げというふうなものが最初にきます。そのときには測量業務だけでも多額の経費がかかり、工事費は全体で2億数千万円ということで試算しております。1年や2年で終わるものではありませんので、今回、中途半端な道路をつくるよりは、勝浦荒川線のつけ替え道路は次年度に詳細設計が行われれば、その次の年で整備が完全に終わりますので、傷んでしまう可能性があるのも、先にそちらをやっていきたいというふうに考えております。

道の駅に関しましては、松野バイパスの不動産鑑定結果は、今出ておりまして、大体1反歩100万円弱ぐらいの評価が出ています。これも田んぼの位置によりまして、多少前後いたしますが、一画団地というふうな捉え方もできるのではないかと考えております。

今後の予定であります。まず、不動産鑑定結果が出ましたけれども、当該場所は優良農地でありますから、まず農振地域の除外ができるのか、また、土地の名義、所有権を変えることができるのか、今、担当課のほうで調査しておりますので、その調査結果を踏まえて、今後予算要求をしてまいりたいと考えております。

それと、空き家リフォームの関係であります。まず、これが上がった理由であります。今回、移住・定住の施策によりまして、空き家がどんどん増えていっておる状況の中、空き家バンクの活用もどんどん進めていきたいという意向がありまして、昨年の集合住宅リフォーム補助に続いて、本空き家リフォーム補助を制定したものであります。集合住宅リフォーム補助の実績であります。今のところ、実績件数はありません。

ちょっと戻りますが、平成27年9月15日に締結いたしました協議書であります。協議のやり直しがここに書いてあるというご指摘でございますけれども、この協議書内に記載されている協議の文言でございますが、これは協議書を締結した時点では想定できない事態が起こったときなどにあらかじめ記載しておるものであります。行政に携わる者といたしましては、法のもとに公平・平等でなくてはならず、感情で公務、職務を行ってはなりません。したがって、今回、不測の事態が起こったわけではなく、法律的根拠を伴わない指摘においては協議をする考えはございません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。道の駅の整備事業につきましては、たしか昨年4月28日だったかと思うんですけども、全員説明会をお願いいたしまして、整備構想をご説明させていただきました。その後、中長期的な財政見通し等々を踏まえまして、内部的に検討を進めてまいりまして、今後、具体的な基本計画の策定に向けまして、そのための事業手法の調査、業務委託をかけていきまして、よりよい施設をできるだけ早く整備したいということで、スケジュールにつきましては、その結果に基づくことになろうかと思っておりますけれども、そういうことでございます。

なお、整備候補地は、現在の松野地先で変更ございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、最初、公用車です。消防団ではなくて、例として消防署のことだったんですが、消防団についても車で商店へ行かないようにということなんです、消防団、通常は行かないと思います。基本的に出るのは有事の際で火事があった、あとは訓練がある、あとは歳末警戒だというのが通常のもので、月に一、二回、自分たちの分団なり、班なりの訓練があるという中で、今、みんな随分新しくなって、冷蔵庫とかいろいろセットされている近代的な消防詰所がある中では、そういうものは余りないんじゃないかなと思いますけれども、例えば有事になった場合、商店に行かないようにという指導がいいのかどうか、逆に言うと、有事になって、火事になって、例えば何時間かあった場合は、これは水分補給だの、そういうことがあるので、これは余り厳しくしないほうがいいのかないかなというふうに、逆に思いました。ただ、そういうことで、公用車であるので注意するようにと。消防団についても、やはり市民の目がありますので、かなり過去なんですけど、「赤い車は顔が赤くても大丈夫だ」というふうに、私なんかが入団したころはそんな先輩がいましたけど、そういうことはまずありませんけど、いずれにしても、公用車は市民の目が非常に厳しいです。これは皆さん方だけでなく、我々議員に対しても同じです。議員は通常自分の車で行動していますので、それはありませんけど、公務に携わっている人たちに対しては、我々の税金で動いている車、市民のために働いているのではあるけれども、そこに私用的なもので使っていると、やはりこういうふうに新聞に載るような、モザイクかかっていますけど、写真まで撮られていますので、そんなことが起きないようにご指導をお願いしたいと思います。

2番目のこれも、納得しろというほうが難しくて、市長もさんざん林地開発には道路をつくる義務はないので、相手はやらないということを言われています。でも、これは一般質問でも話をしましたけど、やはりつけ替え道路としてつくってもら。もともとあった市道を相手側に渡し、土地の所有権は別ですよ、あそこは恐らく未登記道路ですので、登記上の所有権は勝浦市になかったと思いますけど、一部あの三角のところはあったんですよね、中のほうはない、トンネルのところも齋藤さんの土地になっていることは事実だと思いますが、それはそれとしても市道認定してある道路を、相手の開発によって開発区域に含まれて、そのつけ替えということで道路をつくってもら。ということ、当然つくってもら。わけです。そこに、道路という認識が、ただ単に車が走れる、人が歩けるのが道路ではありませんので、市長も道路じゃないと、私の一般質問でも言いましたけど、確かに道路じゃないんですよ、あれ。道路という規定のものではなくて、あそこは、まだ作業道かもしれないし、市が皆さんに通っていいですよと大見え切って言えるような道路ではない。道路になるためには、やはりそれなりの規格、それと附帯設備、先ほど歩道をつけると言いましたが、逆に言ったら、あそこに歩道が要るんですか。それが規格だから要るんですよね、新しい道路をつくるための規格だから、交付金をもらうためには、それをやらなきゃいけない。ちゃんと道路の規格があるわけです。そのために歩道をつける。宅地クラスなら当然歩道が要るんですけど、私たちしょっちゅう通っていても、歩いているのはたまに散歩している人も1人、2人見ますけど、そういう歩道なんかなくてもいいんじゃないかなという気もするんですけど、それはあくまで規格でつくるんでしょうけど。それが道路なんですよ。道路というのはそういうものがあって、そして排水ができる。それが道路なので、その道路を相手方につくってもら。という言い方をしちゃうからおかしいんですよ。当然、相手がつくってこなきゃい

けないんです。そのところを、市のほうは、どうも協議の中で相手が言ってきたことをのみ込んでしまったと。それは言葉は悪いですけど、市民に対する裏切りというか背任というか、そんなことにとらわれても仕方がないからと。要はこの後に7,000万円近くのお金をかけなきゃいけない、その7,000万円を、さっき2億幾らだからもっともっと金がかかるから、それは後だと言いましたけど、であれば、グレーチングを入れるなりをもっと早くやるなり、そういうところに金を使ってもらいたいんです、市民のために。業者のために市が使うんじゃないで、市民のためにそういう対応をしてもらいたい。ですから、ここにある先ほど課長が言いました、本協議に定めなき問題が生じた場合は、3者協議の上、解決するというのはこれに当てはまらないと言いましたよね。文言は、想定できない事態が発生したことに対するものだと。想定できないものが、今、発生しているんですよ。それをなぜ理解しないのか、理解しないのかというか、できないんですね。申しわけない、課長には。ということで、副市長にその辺、もう一度この第三者協議を改めて、私はお願いをしたいので、その辺について、明確に、明確にと言うと、やらないと明確になっちゃうんですけど、そうではなくて、協議を検討しますぐらいの答弁をいただくと、今日にはっこりして帰れます。そういう意味からして、ここに書いてあるものを、もう一度副市長も市長も読んでください。何が書いてあるのか、それは業者のほうはやりますよと書いてあるんです、これを読むと。私たち、それしか理解できません。

あと、新坂沢倉線を提案させてもらいました。課長答弁では、恐らく課長から市長まで行っていると思うんですけど、行ってますよね、後で答弁してください。これには、どういうふうに直したらいいかというものの提案が市民からされているんです。提案してきたのは、市長もよくご存じの県庁のOBの方です。その方が、勝浦市のことを考えて、自費でコンサルを頼んでやってくれたものですので、ぜひともこれを早目に協議してもらえればというところに交付金を使うなりしてもらおう。ですから、荒川線が終わった後にやるんじゃないで、先にこっちをやるほうが、私は優先順位としては高いんじゃないかと。この前も言ったとおり、2020年オリンピックが東京で開催されます。その前の2019年には、恐らく武道大学、武道館を使ったスポーツの団体が勝浦に来ることが予想されています。そのときには、この道路、沢倉線を、柔道の方とか、多種多様な人種の方が、ふだん歩いているんです。日本人みたいに整列して歩いているんじゃないで、横に並んだりして歩いている。私も何度か遭遇しましたが、そういう人たちのためにも、もうちょっと優しい道路、よけられるような道路を早目につくる必要があるかというふうに思いますので、私はこの600万円については、このまま荒川線でいくのであれば、これについては賛成しがたい。そのほかの内容については、ほとんどが賛成できる内容です。ただ、この荒川線の600万円の計画費については賛成しがたいということを明確に言っておきます。

あと、松野の道の駅ですけれども、1,000平米100万円という鑑定が出たと。今、通常は田んぼ幾らぐらいで取引されているのか農業委員会のほうでわかると思うんですけど、あれだけ整備してあっても、今、高くてせいぜい50万円です。山づきだとか、日当たりが悪いとか、20万円とかそこいらでやっとなりがある。中にはただでも要らないよという、農地はそういう状況が現実なんです。そこに100万円という価格は、非常に高い。農振外して、農転して土地が整備されての鑑定であるとするれば、それで買うことはまず不可能でしょう。不可能というか通らないですよ。相手方が、自分たちで計画して農転して、市に使ってください、そのために売買するとしたら100万円ですよだったら、市が100万円で買うのは当然ですけど、市が田んぼを買って整備してそれ

で建てるんですから、そこを100万円で買うというのが、100万円という鑑定についてはおかしいのではないかというふうに思います。鑑定をする内容については、以前の議会で聞いています。でき上がった後の価格は幾らですかということで鑑定をしているようなので、その辺については再考が必要ではないかなと。

空き家リフォームですが、去年は実績なし、これは集合住宅ですね。今年も集合住宅出ています。実態として確認をしてもらいたいんですけど、リフォーム一軒一軒だから、予算を上げておくのはよろしいんですけど、また恐らく今年もないのかなと。もう先はわかっているんです。というのは、空き家はたくさんあっても、いろんな事業をやっているんだけど、人が来ないんですよ。ないよりはあったほうがいいので、それはよしとしますけど、もう一度、この宣伝というか、PRなり何なりを、市のほうで、せっかく空き家の管理をあげるんであれば、その予算が通った暁には、ぜひともそのPRをして、それが市民に対していいほうに向かうようお願いをしたい。

道の駅は今後やっていくんでしょうが、道の駅、前には、はっきり平成31年ぐらいでと言いましたけど、これから先、今どういうふうに、いつを目的に設定をしたいのかということ再度伺いますが、それがないと、それまでにやるべきこと、例えば道の駅で売るもの、農産品であったり、加工品であったりというものがありますので、この前、道の駅シンポジウム、私も参加させていただきました。千葉大の先生方はいろんな情報を持っていて、いろんなことを話していましたが、いざ勝浦のことに対して、本当にその先生方の言うとおりになるのかどうかは、地元勝浦市の中で考えていかなければいけない問題です。そして、昨日終わったひな祭りも、松野の里あかりが非常に大盛況でした。私もそこで市長とお会いしましたが、大盛況のうちに終わりました。あれは、今回松野ZP倶楽部が本腰入れてやった。そのものが、今後5年、10年つなげていくためには、あのZP倶楽部のような人たちをまだまだ育成していく、そういうところで道の駅ともタイアップしてもらって育成していただければというふうなことは感想として述べておきます。以上ですので、お答えをお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。前後いたしますけれども、まず道の駅のほう、不動産鑑定の結果のほうからお答えさせていただきます。今回の鑑定業務につきましては、今年の議会でもお答えしたと思っているんですが、あくまでも田んぼであると。ただし将来には道の駅をつくる予定であるという文言を入れて鑑定をお願いいたしました。どのような鑑定になるかは、鑑定士にお任せしていただくところでありますが、結果においては、これは田んぼとしての評価であります。議員は高いと思われたのは感想なので仕方ないと思うんですが、この金額がついた根拠といたしましては、農道、道路が良好なアスファルト舗装道路が配置されており、国道、県道等の幹線道路との連続性も良好である。また、将来動向といたしまして、松野バイパスの開通に伴って転用される可能性もあるが、当分の間は現況のまま推移するものと予測すると。ある程度、付加価値的なものは見ているわけですが、その全体の優良農地として鑑定した結果が、先ほどの金額というふうに聞いております。

また、リフォーム補助についてであります。これは予算を承認していただいた後は周知のほうに努力したいと思えます。

それと、つけ替え道路のほうの道路ではないという一般質問での市長答弁がございましたが、私は、本整備をした道路ではないというふうに解釈しております。道は道で、十分ほかの市道と

比べても遜色ない道路です。将来的には幅が11.5メートル、今道路の舗装されている幅員は6.5メートルですけれども、6.5メートルの道路幅員は、その他道路ではそうそうありません。1級市道ですが、前後は改良されて広がっておりますけれども、聖苑から春日台方面に向かっては、未整備でありますので、幅員は5メートルあるかないかのところがほとんどであります。そういうところから見れば、11.5メートル、将来的にそうなんです、十分広い道路であろうと、私は思います。

それと、市道の認定基準においても、かいつまんで話しますが、排水整備は排水整備されていることが原則というか、それが第一の定義であるんですけれども、将来、排水整備ができる余地がある、そういうことが大事であります。ちょっと読み上げさせていただきます。路面排水施設として側溝が布設され、流末処理が適切に処理されていること、または、側溝ができる状態であること、これがありますので、当該道路は側溝がないからといってとんでもない道路、すごく未完成な道路というふうな解釈は一概にできないものと思います。

新坂沢倉線の、まずグレーチングを入れるということですが、これも平成27年12月議会で議員のご質問を受けて、まずは排水整備をやっていききたいということでお答えさせていただきます。それは、こちらから武道大学に向かった右側、あそこの場合には、今後道路改良を行った場合でも、一度やったものを崩さなくて済む。あそこで考えているのは、先ほど市民の方がご提案いただいたというもので、私、市長のほうに報告するのを漏らしてしまって、市長は知らない状態なんです、道路整備を本格的に路盤を下げてやる案、また、大々的に改良する案、全て高額であり、非経済的であるという指摘をいただいていると思います。それと、私がこのようにしたいんですと先ほど申し上げたのが、片側に張り出し歩道のように歩道をつけていく案で、歩行者と車道を分離する案を、その方にもこういう内容で私たちは考えているということをお話したときに、それが一番妥協点なのかなというふうにおっしゃっていただきました。さらに、それをやるまでの間、カーブのきつところを木障切り、木の伐採を、通常ですと、道路からはみ出している分の枝を切るんですけれども、そこをある程度大きく、コーナーのところを切れば、見通しがよくなって、安全ではないのかという指摘を受けました。また、当該道路は、時速30キロメートルの規制がかかっております。皆が皆30キロメートルで走っていただければ、そんなに危険な道路にはならないのではないかとこのように思っています。

先ほどの話に戻りますが、今回、平成28年度予算で、右側の側溝にグレーチングをかけました。これは材料を買って、都市建設課の職員、土木係がやったんですが、全部職員が設置をいたしました。その結果、約300万円ぐらいの経費の節減ができたところであります。今後も、自分たちでできるものは自分たちでやっていき、経費の節減を図っていきたいと考えております。

それと、歩道が要るのかというご質問でしたけれども、前後には歩道が来ていますので、最後、路線全線の改良が終わったときには、全てに歩道があるというのが道路改良をしていく上での目標であろうと思っております。実際に歩いている人がいるのかといいますと、今現在は、散歩されている方が何名かいらっしゃいます。その何名かの方も歩いていますので、歩道整備は計画どおり行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。道の駅の整備事業につきましての整備スケジュールでございますが、民間活力、資金を活用しての新しい事業手法でございますPPP・PFI型で

すか、これは設計・建設・維持管理・運営を長期包括的に実施する手法だそうですね、聞くところによりますと、鹿児島県の指宿が初めて道の駅でPFIを導入して整備されたと伺っておりますが、仮にこちらの手法を導入した場合、今後基本計画から入りまして、その後、アドバイザー業務というのが、これは民間事業選定をする段階だそうですね、それと並行して、用地買収あるいはボーリング調査等々を行い、その後、基本設計・実施設計を経て実際施工に入りまして、この手法ですと、平成33年度ぐらいの見通しになるそうです。さらには従来型、公設して指定管理者、公設民営型ですとこれより早まりまして、さらに公設公営ですと、それよりさらに早まるということで、先ほど申しましたように、よりよい施設をできるだけ早く、そして継続していくような施設を、今後、調査業務の中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 公用車の問題については、総務課長から、課長会でもそのような話をしてあるということです。副市長にお聞きしますが、公用車に対する副市長の考えをお伺いしておきます。

それと、今、都市建設課長からの答弁で、協議書については、最初からやらないと言っていて、道路の基準を申されましたよね。道路構造令というのがあると思うんですが、それについても道路というには、雨水などを有効に排出するための側溝をして、集水ますなど、適切な配置が必要ですよ、それに基づいて計画するんですよというのがあります。だから、それに基づいて計画するんだということなんですけど、そうではなくて、今通っている道路がそういう状態であれば、車は通ることが可能ですけど、そういう状態でないのに車を通しては協議の上での話なので、この前も話しましたが、先ほども何か出ていましたね、事故があった場合、誰が責任をとるんだということ、去年の事故の話もさせてもらいました。そういう中において、この荒川線については、元の市道には側溝があったのかどうかも含めて確認しますが、確認しなくても、元の市道にはありました。あったという証拠があるんですけど、元の道路については、全て写真とか撮ってあると思いますけど、その辺をもう一度確認して、元の市道にあった側溝も含めて相手方に言っているんだから、相手方が4センチは4センチで、これは協議の上でそうなったんだからしょうがないというふうにしても、最低限、排水路、側溝と調整池までの水路は、相手がつけるのが当然の話ですので、そこを市の予算でつけるというのは、これは絶対にあり得ない。そういうふうに、私は思います。

ですから、今回の600万円の設計費については、そのところが再協議しますよと言わない限りは、予算としては承服しかねます。そういうことから、再度協議をするなり、検討するなり、そちらで検討はやらないと一緒ということですので、それを真面目に検討するなりの答弁がもらえれば、それはそれとして可ということになるかと思っておりますので、このまま協議書ができていますので、もうこれは絶対に変えませんが、そういう部分ではなくて、11.5メートルというのも、のりの上ですからね、幅員が11.5メートルじゃないですから、幅員は6.5メートルでしょう。のりの上でしょう。道路面ですか。道路のり面含むとなっておりますけど、道路のり面を含んだ11.5メートルなので、あのりは、境界がこの上ですから、そこはもう一度確認をさせていただきます。

それと、これは市長に聞いてもやらないという一言なので、市長に聞きません。私は、これは協議をすべきだということを主張しておきます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） まず最初に、公用車の件、関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。公用車につきましては、公務のために使う車でありますので、今回の新聞記事のように、公用車でお昼の弁当を買いに行ったというのはもつてのほかですので、先ほど総務課長が申しあげましたように、課長会において、各課、公用車の適正使用について徹底するように指示をしたところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。また前後するかもわからないんですが、まず道路の幅員であります。協議の最初の段階のころは、のり面を入れて11.5メートルという話も確かにありました。しかしながら、最後決着したものは車道、歩道、路肩、全て入れて平ら地だけで11.5メートルとなっております。

それと、側溝が絶対に必要かと。構造令にも必要があれば設置できると。要は絶対に側溝がなければ道の機能として成り立たないというものではありません。構造令のほうには、必要があればつくれる。あと、市道の認定基準においては、先ほど言ったように、まず側溝をつくる。それができなければ、側溝を後から敷設する余地がある。例外がありまして、地形上の問題があれば、それもつけなくても、その限りではないということなので、つけなくてもいいという基準であります。なので、議員がおっしゃられるように、相手方に渡った道路というか、もともとご指摘のとおり未登記道路であり、本来の土地所有者にこれで返すことができ、そのかわりに新しい道路を、今回いただけるわけなんですけれども、未登記道路の解消ができるわけですが、その未登記道路にあった側溝の延長は約30メートルでございます。あと、側溝をつけない理由、相手は絶対に側溝をつけるべきだということだったんですが、側溝をつけない理由は先ほど申しあげたとおり、まだ本整備の前の道路でありますので、今、側溝をつけてしまうと、側溝と道路の段差ができてしまいます。また、歩道面に側溝の位置が明確に出せませんので、本整備をしたときに、敷設された側溝を全部剥がして、また再設置するという作業が待っていますので、今回は側溝は入れられなかったというものであります。

あと、事故の責任はということですが、これも昨年12月議会ぐらいだったと思うんですが、管理瑕疵がどこにあるかということであろうかと思えます。単に車と車がぶつかったから道路の責任というわけではありませんので、道路を管理する上で瑕疵があったか。これがまだ工事中の道路でありますので、急に陥没した。工事が原因であったというのであれば、開発事業者であろうと思えます。また、当該道路に何かが置かれていた、何か落ちていた、その通報がありながら、それを放置したことにより事故につながったというのであれば、勝浦市の道路管理者の責任になるんであるかと思えます。いずれにしても、事故がどのようにして起こったか、そういうのを個別わからないと、一概にこれは誰ということは申しあげられないものであります。以上です。

---

## 延 会

○議長（寺尾重雄君） お諮りいたします。本日の日程はまだ一部残っておりますが、この程度にと

どめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。  
明3月7日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。  
本日は、これをもって延会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時18分 延会

---

### 本日の会議に付した事件

1. 議案第5号～議案第15号の上程・質疑・委員会付託